

## 4 権利擁護体制あり方検討会の開催

### 権利擁護体制あり方検討会について（権利擁護体制あり方検討会報告書 別紙）

権利擁護体制あり方検討会には、司法、福祉、行政等の関係者が集い、地域における権利擁護の仕組みづくりのための熱心な議論が展開された。検討結果は「地域の権利擁護のあり方」への提言としてまとめ、関係機関に配布した。

平成 29 年度よりは成年後見制度利用促進計画作成に向けた市単位の検討会（成年後見連絡会）も開催される見込みであるので、本検討会から出された意見をぜひ反映させた計画づくりになるように期待したい。

権利擁護体制あり方検討委員会	
平成 28 年 11 月 1 日（火）	19：00～21：00
平成 28 年 12 月 16 日（金）	19：00～21：00
平成 29 年 2 月 3 日（金）	19：00～21：00
会場 アクトシティ浜松コングレスセンター会議室	

### 権利擁護体制あり方検討会委員（14 名）

藤澤智実	静岡県弁護士会弁護士 浜松成年後見センター代表理事
横尾恵美子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部長 浜松成年後見センター副代表理事
中島直美	静岡県弁護士会 弁護士法人長野法律事務所
山本幸則	リーガルサポート静岡県支部監事 山本幸則司法書士事務所
幸田恵里子	浜松市議会 公明党市議会議員
中谷高久	浜松市社会福祉協議会 地域支援課長
中野 修	浜松市社会福祉協議会 権利擁護支援センター長
柿澤 彰	静岡県社会福祉士会 静岡県社会福祉協議会人材課長
堂元京子	浜松成年後見センター副代表理事（認定社会福祉士・精神保健福祉士）
高木誠一	浜松成年後見センター事務局長 障害者施設長（社会福祉士）
小出隆司	浜松市浜松手をつなぐ育成会会長
森田能行	NPO法人すだち 理事長 浜松成年後見センター（社会福祉士）
小田史子	浜松市手をつなぐ育成会 副会長・民生委員
鈴木美絵	浜松インクルージョン研究会 相談支援事業所くらしの相談おおぞらプランセンター代表
オブザーバー	
河合多恵子	浜松市健康福祉部障害保健福祉課
嘉村良子	浜松市健康福祉部福祉総務課
成瀬 香	浜松市健康福祉部高齢福祉課

# 権利擁護体制あり方検討会報告書(検討会の意見のまとめ)

## (1) 成年後見制度を巡る状況

### 1 成年後見制度を巡る状況

最高裁判所が公表している成年後見関係事件の概況(平成27年1月～12月)によると、27年12月末日時点における、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で191,335人(前年は184,670人)である。

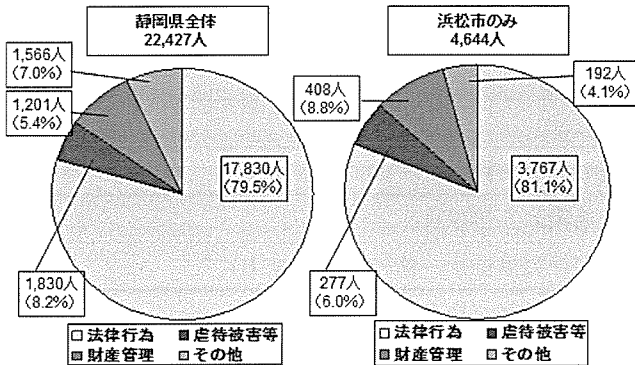
一方、成年後見制度の利用を必要とする人はどれくらいの人数であろうか。平成26年11月の厚生労働省の資料では、平成24年の推計では約462万人が認知症有病者であるとしている。障害者では、18歳以上の知的障害者数が約46万人、20歳以上の精神障害者が334万人である<sup>1</sup>。これらを合計すると842万人であり、成人で少なくとも800万人の人が権利擁護支援を必要としていると推測される。なお、認知症グレーゾーンの人が400万人いるといわれている。

今後も認知症は増えると予測され、厚生労働省は、2025年には700万人を超えるとの推計値を発表している。

現在の、成年後見制度の利用者数は191,335人いて、成年後見制度の利用を必要とする人は実際に800万人いると推測すると、成年後見の普及率は2.4%にとどまっているといえる。

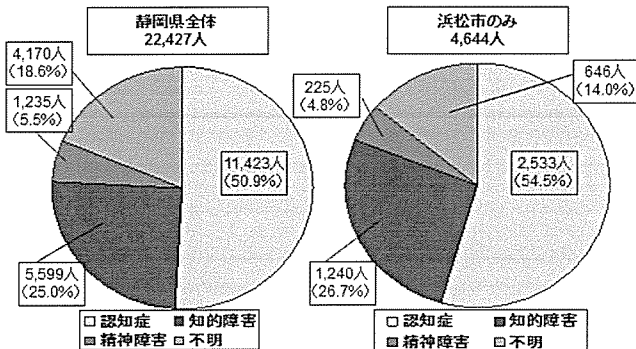
### 2 浜松市における成年後見の現状

#### ① 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」



#### ①② 社会福祉施設等で成年後見制度等の利用が必要な人(平成27年度調査)<sup>1</sup>

#### ② 要支援者の主要な障害等類型



平成27年12月時点での成年後見制度の利用者数は全国で191,335人である。平成28年10月時の日本の総人口は127,095千人であり、平成28年12月時の浜松市の人口は796,847人である。全国の成年後見制度の利用者を浜松市の人口比(0.62%)で計算すると、浜松市では約1200人が成年後見制度を利用していると推測される。一方、浜松市で成年後見制度の利用を必要とする人は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で約5万人はいるのではないと思われる。

静岡県社会福祉協議会<sup>2</sup>が、平成27年3月に県下の社会福祉施設3,459か所を対象に、成年後見制度に関する実態把握調査を実施した。その結果、成年後見制度等の支援が必要な要支援者は、静岡県で22,427人、浜松市では4,644人いるという結果であった。回答率50.6%であるので実際は、

平成27年3月

浜松市の福祉施設等で今、成年後見制度等の利用を必要だと思われる人は9,200人程度であると推測される。

この調査はサービスを利用しない高齢者、障害者は含まれない。全国の要介護高齢者の介護保険施設利用者数は、平成28年11月時点で、9.2万人<sup>3</sup>で認知症高齢者数の約20%となる。この比率で、浜松市での成年後見制度の利用を必要とする人を積算すると4.6万人となり、やはり5万人近い需要があると言える。

障害類型では、認知症高齢者54.4%、知的障害26.7%、精神障害4.8%であり、今後精神科病院からの地域移行が促進されると精神障害者のニーズは高まっていくと推測される。

### 3 第三者後見人の増加

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約29.9%（前年は約35.0%）となっている。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約70.1%（前年は約65.0%）であり親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が8,000件（前年は6,961件）で、対前年比で約14.9%の増加、司法書士が9,442件（前年は8,716件）で、対前年比で約8.3%の増加、社会福祉士が3,725件（前年は3,380件）で、対前年比で約10.2%の増加となっている。

### 4 市民後見と法人後見の動向

市民後見は224件（前年は213件）で、対前年比で約5.1%の増加となっている。法人後見の受任件数は1,185件（前年は1,139件）で、対前年比で約4%の増加であり、対前年比では4%の増加となっている。市民後見と法人後見はその必要性が強調されているが増加率は低い現状になっている。

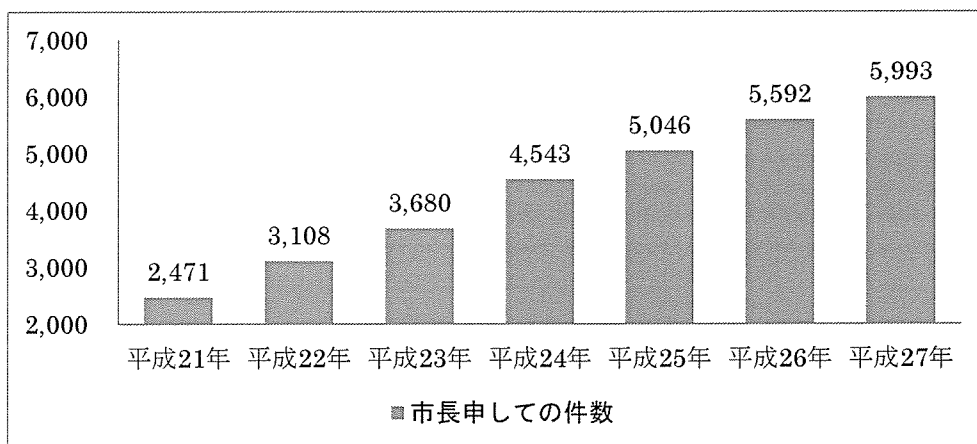
平成28年12月1日の静岡新聞は「市民後見人、静岡県内待ったなし」というタイトルで、親族や弁護士ら専門職以外の一般の第三者による「市民後見人」の選任が県内でゼロの状態が続いていると報道している。静岡県では、市民が個人で「市民後見人」として受任されるという事例は未だないという現状である。

### 5 市長申し立ての推移

平成27年で、申立人については、本人の子が最も多く全体の約30.2%を占め、次いで市区町村長（約17.3%）、本人の兄弟姉妹（約13.7%）の順となっている。市区町村長が申し立てたものは5,993件で、前年の5,592件（全体の約16.4%）に比べ、対前年比約7.2%の増加となっている。

認知症高齢者の増加とともに、成年後見制度の利用者も増加傾向であるが、現状では親が認知症になり財産管理のために子どもが成年後見の申し立てを行なうケースがほとんどである。しかし、親族との音信も途絶えたまま単身で暮らす高齢者の増加、また虐待事案で成年後見の支援が必要なケースも増えてきており、市区町村長がやむなく成年後見を申し立てる「市長申し立て」の件数が急増している。この傾向は今後も増加が予想される。市長申し立てを必要とした場合の行政や関係機関の迅速な対応、また市長申し立ての対象となる人は比較的低所得者が多く報酬助成や担い手の確保も課題である。

<sup>3</sup> 介護保険事業状況報告の概要 平成28年11月 厚生労働省



成年後見関係事件の概況をもとに作成

浜松市における市長申立ての状況は下記の表のとおりである。浜松市においては、平成27年は14件であり、全国的な傾向とは異なり、平成20年から10件程度の申立て件数にとどまっているのが現状である。

成年後見制度市長申立件数

27.3月末現在

区分	H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		
	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	
認知症高齢者	後見	3		1		5		1		4		6		3		6		8		10	
	保佐	0	3	0	1	1	6	0	1	1	5	0	6	0	3	1	7	1	9	2	12
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
知的障害	後見	0		0		1		3		2		2		2		0		1		0	
	保佐	0	0	0	0	2	3	1	4	1	3	1	3	1	3	0	0	0	1	1	1
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
精神障害	後見	3		0		4		1		3		1		0		1		2		1	
	保佐	0	3	0	0	1	5	0	1	0	3	0	1	0	0	1	0	2	0	2	1
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
計	6		1		14		6		11		10		6		8		12		14		

## (2) 浜松成年後見センターの実践

### 1 浜松成年後見センターの設立

平成21年に、成年後見について実践的（臨床）研究を行う目的で、第三者として成年後見に従事してきた弁護士、司法書士、社会福祉士、大学教員、知的障害のある子をもつ親で組織された手をつなぐ育成会等の関係者が集まり研究会を始めたことがきっかけであった。ケース研究会を継続してきたが、具体的な困難事例を議論する中で法人後見の必要性を認識が深まっていった。また、成年後見制度は本来公的な支援であり、地域における権利擁護の体制作りは行政の責任であるとして、議会や行政にも働きかけ、浜松市社会福祉協議会が「法人」として後見支援を行うことが決まった。

しかし浜松市は80万人の都市であり、法人後見は複数必要であることから研究会に参画した人たちが中心になって、平成25年4月にNPO法人による特定非営利活動法人浜松成年後見センター（以下「当センター」と記す）の設立に至った。

当センターは、弁護士、医師、社会福祉士、民生委員、大学研究者、手をつなぐ育成会など多様な立場の人

たちが会員となり、活動が開始された。

当センターの従事者は約 10 人で、全員が弁護士、社会福祉士等の専門職であるが、全員非常勤職員であり、半ばボランティアとしての活動のスタートであった。平成 25 年～26 年度度は、県より法人後見モデル事業の委託支援を受け、事務所を開設して事務局員を 1 名選任で配置した。

成年後見は親族もしくは第三者の「個人」が選任されるケースがほとんどである。親族であるだけで選任された場合は、業務が煩雑であり適切な後見業務が行われていない場合が多く、一方、第三者による成年後見は候補者の不足が問題となっている。

また後見業務は、本人や親族の心情に関わり、さらには親族間の争いの調整など精神的な重圧を受けやすいものである。財産管理では高いセキュリティやコンプライアンスが求められ、親族にとどまらず専門職による不正も相次いで報道されるなど、個人後見の限界も指摘されているところである。

そこで、法律の専門家、福祉の専門家、実際に高齢者や障害者の相談支援や介護など現場で多くの経験に裏打ちされた人たち、家族、さらには、これまで支援を必要とする人たちのための権利擁護に携わってきた人々などの関係者がひとつの法人（組織）として協働して、信頼性の高い成年後見業務や権利擁護の活動を実現したいと考え、法人後見を行う組織が地域の社会資源として誕生した。

法人後見は、法人（組織）として責任を継続するので、長い期間（世代を越えて）の支援が可能である。特に若い世代から開始される障害者の後見支援では長期間に支援が可能であり、また家族全体への支援も可能となるのである。

## 2 浜松成年後見センターの理念と事業内容

開設当初より当センターは下記の理念を示している<sup>4</sup>。

- 1 我々の活動は、社会福祉の視座に立つ人権尊重の支援である。
- 2 活動は、法的基盤に支えられ、ソーシャルワークの手法により、「人および環境」への介入として行われ、実践モデル・理論に根拠を持つものでなければならない。
- 3 活動はチームとしてなされ、多面的視野で検討され進められる。
- 4 活動は各関係機関と密接に連携し、協働して行われる。
- 5 活動は、専門職集団として責任を持つが、広く市民参画を求め、協働し、『地域力』の増強・強化を目標とする。

<sup>4</sup> 成年後見制度は民法で定められた法的支援であり司法の制度ではあるが、成年後見における財産管理と身上監護は単に作業的に処理すべき業務ではなく、利用者の尊厳を尊重し本人主体を基本にして、本人のよりよい生活と人生を実現する（人間の福利）支援そのものであることから成年後見の本質は社会福祉であるといえる。また、成年後見制度を利用する人は福祉支援を必要とする人たちであり、そもそも福祉サービスの利用契約制度と併せて整備された制度であることも含め、成年後見制度は福祉と不可分のものである。アドボカシー（advocacy）とは障害等により自分で権利を主張して実行することが困難な人への権利擁護、権利の実現支援を意味するが、成年後見はまさにアドボカシーとして理解されるべきである。

ソーシャルワークの手法とは「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」ことをいう。解決すべき問題は人間と社会の相互作用のなかで発生するのであり、生活の困難さは本人と環境との不適合の状態である。成年後見はまさに不適合が生じる接点を対象とする仕事である。その接点は単一の点ではなく、社会生活上の幅広い範囲に広がるがゆえに他機関との連携が不可欠になる。

また人はそれぞれ自分の価値観や信念もっている。支援者は受容的であるとともに、相手の価値観や信念に対し独断的に評価したり審判することは戒められなければならない。その人の最善の利益を考えた支援は決して支援者の独断からは生まれない。むしろチームで多面的視野で検討することで、公正、適正な支援が導かれると考える。

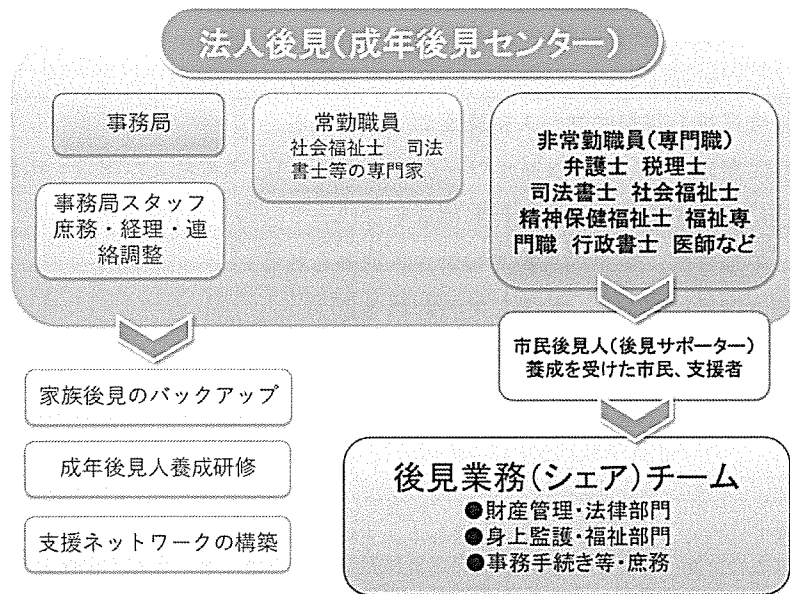
6 活動の成果物は、社会に還元されることとする。

この理念に基づき以下の事業を方針化している。

- (ア) 成年後見制度に関わるさまざまな相談の受付
- (イ) 成年後見制度を利用したい方や制度について詳しく知りたい方からの、窓口や電話での相談対応
- (ウ) 家庭裁判所の選任により法人として成年後見人等への就任
- (エ) 成年後見等業務（判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護）の実施
- (オ) 成年後見人等の養成のための研修の実施
- (カ) 個人で成年後見を受任している人（親族後見人、第三者後見人）への業務の相談や支援
- (キ) 市民や関係機関に対する成年後見制度や権利擁護等の普及啓発と相談会の実施
- (ク) 成年後見制度を利用したい方への相談や利用手続き（審判申立て）の支援
- (ケ) 審判申し立てのできる四親等親族がない場合の市長申立ての手続き相談や支援
- (コ) 成年後見制度等に関連する団体との交流、連携しての制度の普及発展に寄与する活動
- (サ) 成年後見制度等に関する情報収集や調査研究

3 浜松成年後見センターの組織

当センターは下記の図のようにまず組織の在り方を構想して事業を開始した。現在も、この組織の形を強化したいと 浜松成年後見センターの組織



法人後見の利点は、第一に何よりも信頼性の担保（不正の防止）にある。複数のスタッフで行うため横領等の事故を防止できる仕組みを作ることができる。このことにより制度に対する信頼性が高まり、制度の普及につながると考える。

第二に、組織として永続的に後見を保障できる。若年障害者の後見の場合、数十年という期間の支援となるが、組織が責任をもって継続していく体制を作ることができる。

第三に、専門職、市民等のチームマネジメントによって協議して業務を進める。複数の視点からの協議に

より最善の判断が引き出される

第三に、業務をシェアして、市民の参画を促すことが可能である。リスク解決や倫理性の高い業務は専門職が担い、市民サポーターが事務業務や訪問、面談（身上監護）を担当するというチームとしての業務分担が可能である。

第四に、専門職、事務職等の雇用の場として発展することができる。近年、健康な高齢者が援護を必要とする高齢者を支える仕組みづくりの必要が語られるが、福祉分野で永年活躍してきた専門職がリタイア後に社会貢献活動の場として、成年後見の領域は特にマッチしている分野であるといえる。成年後見の受け手として期待するとともに、新たな雇用を生み出すことができる。

#### 4 法人後見の機能

センターでは法人後見（成年後見センター）の機能を次のように整理している。

機能	内容	人材	関係機関のネットワーク
情報提供機能	広報啓発 パンフレット、情報誌 ホームページ 啓発冊子 機関誌の発行・配布 ネット環境の整備 理解啓発研修の開催	事業部長 事務局長 事務局員 広報担当スタッフ (理事・会員)	家庭裁判所 弁護士会 司法書士会 行政書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政
相談支援機能	当事者、家族からの相談対応 地域包括支援センター、相談支援事業所からの相談対応 権利侵害・消費者被害への対応 民生委員、障害者相談員からの相談対応 金融機関などからの相談対応 日常生活自立支援事業の紹介	コーディネーター ケースマネージャー 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士 医師 家族会等	家庭裁判所 弁護士会 司法書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政 消費者センター 金融機関 警察 等
後見支援機能	後見制度利用支援（親族、関係機関等からの様々な相談対応や制度申立の支援等） 親族後見への相談支援 専門職へのコーディネート 法人後見受任手続き 「成年後見利用支援事業」との連携	コーディネーター 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士 医師 家族会等	家庭裁判所 地域包括支援センター 相談支援事業所 民生委員児童委員協議会 行政
人材養成機能	市民後見人（サポーター）の養成 市民後見人（サポーター）との協働 現任者のブラッシュアップ研修	人材養成担当者 事務局員 弁護士 司法書士会 社会福祉士 医師 家族会等	地域の関係機関よりの講師 依頼

法人後見機能	法人後見の受任 財産管理・身上監護の遂行 任意後見の受任（契約・発動） 法人後見業務の報告 法人後見業務の内部監査	コーディネーター ケースマネジャー 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士 市民後見人（市民サポーター）	家庭裁判所 福祉サービス事業所 病院 行政 金融機関
後見監督機能	後見監督の受任 後見監督業務の報告 後見監督業務の内部監査	コーディネーター 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士	家庭裁判所
事務業務の受託	遺言や死後に関する相談への対応 死後事務委任契約 死後事務の遂行 遺言執行 死後事務報告書作成 死後事務の内部監査	コーディネーター 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士	家庭裁判所 福祉サービス事業所 病院 行政 葬儀業者 寺・墓苑 等
地域ネットワーク機能	関係機関の連絡調整会議への参画 ケア会議への参加 事例検討会への参加 事業協力専門家の発掘	コーディネーター 事務局員 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士 市民後見人（市民サポーター）	家庭裁判所 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政 関係機関 市民
研究機能	研究班の設置 後見制度のあり方研究 制度活用の実践研究 事例検討会の開催 意思決定支援のあり方研究	研究スタッフ	大学 司法・福祉・医療等関係機関
提言機能	行政・議会への提言 成年後見等の制度検討会の開催 制度の研究報告	研究スタッフ 検討スタッフ 専門相談員 弁護士 司法書士 社会福祉士 市民後見人（市民サポーター）	行政 議会 研究機関

## 5 浜松成年後見センターの活動

当センター設立の初年度（平成 25 年度）は、法人後見制度の普及啓発セミナーやフォーラム（研修会）の開催を行い、地域関係者へのセンターの存在の周知に努めた。

その結果、地域包括支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所、民生委員等からの相談や業務の依頼が寄せられるようになった。

家庭裁判所からも「法人後見」として後見人に選任されることになり、平成 26 年度より成年後見の実務を開始するに至った。

平成 27 年度は県から「成年後見従事者育成モデル事業」の委託を受け、市民後見人養成研修を実施し、修了者が「成年後見市民サポーター」として専門職とともに活動することになった。市民への啓発研修会、福祉



施設にスタッフを派遣しての講習会、地域の関係者を対象に専門職としてのスキルアップ研修会等を開催し、地域の関係機関との連携を構築してきた。また、センターの後見支援の資質向上のための研修やより適切な支援を組織的に実践するための事例検討会を重ねている。

平成 28 年度は独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成を受け、「高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築本事業」による市民を対象とした成年後見相談会の開催、権利擁護啓発公開講座の開催、市民後見人（成年後見市民サポーター）養成研修の実施、権利擁護体制あり方検討会を開催した。

また昨年度からは、浜松市における成年後見利用支援事業の一環として成年後見制度にかかる研修を市から委託され実施した。

## 6 浜松成年後見制度の成年後見等の受任状況

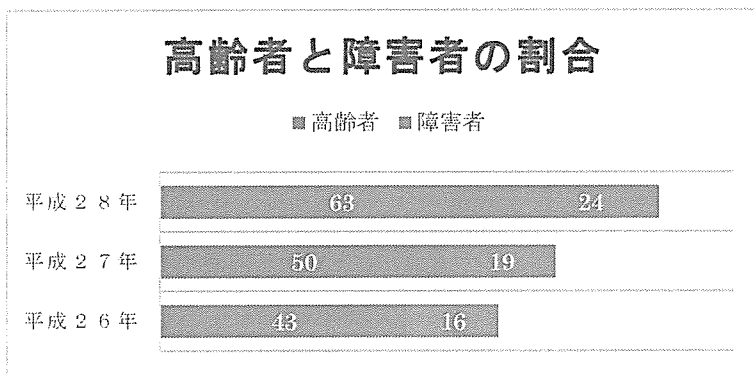
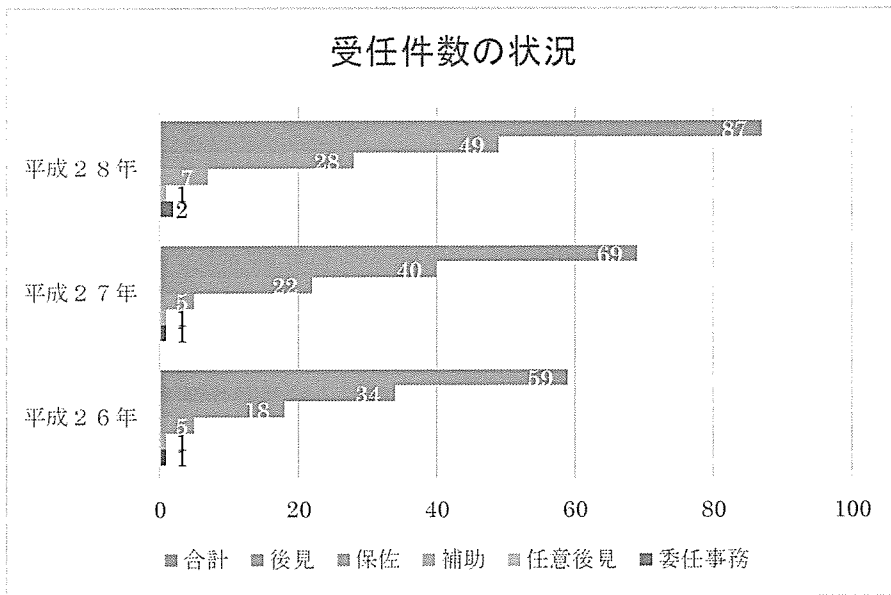
当センターでは平成 26 年度から、家庭裁判所の選任を受け、本格的に成年後見等の業務を行っている。平成 26 年度から平成 28 年 12 月までの成年後見等の受任状況は以下のとおりである。

### 浜松成年後見センターにおける成年後見等の受任件数の推移

平成 28 年 12 月現在			平成 27 年 12 月現在			平成 26 年 12 月現在		
後見類型			後見類型			後見類型		
高齢者	37	49	高齢者	30	40	高齢者	26	34
障害者	12		障害者	9		障害者	8	
			未成年（障害者）	1				
保佐類型			保佐類型			保佐類型		
高齢者	18	28	高齢者	15	22	高齢者	12	18
障害者	10		障害者	7		障害者	6	
補助類型			補助類型			補助類型		
高齢者	5	7	高齢者	3	5	高齢者	3	5
障害者	2		障害者	2		障害者	2	
事務委任契約			事務委任契約			事務委任契約		
高齢者	2	2	高齢者	1	1	高齢者	1	1
障害者	0		障害者	0		障害者	0	
任意後見			任意後見			任意後見		
高齢者	1	1	高齢者	1	1	高齢者	1	1
障害者	0		障害者	0		障害者	0	
合計		87	合計		69	合計		59

年	後見	保佐	補助	任意後見	委任事務	合計
平成 26 年	34	18	5	1	1	59
平成 27 年	40	22	5	1	1	69
平成 28 年	49	28	7	1	2	87

年	高齢者	障害者	合計
平成26年	43	16	59
平成27年	50	19	69
平成28年	63	24	87

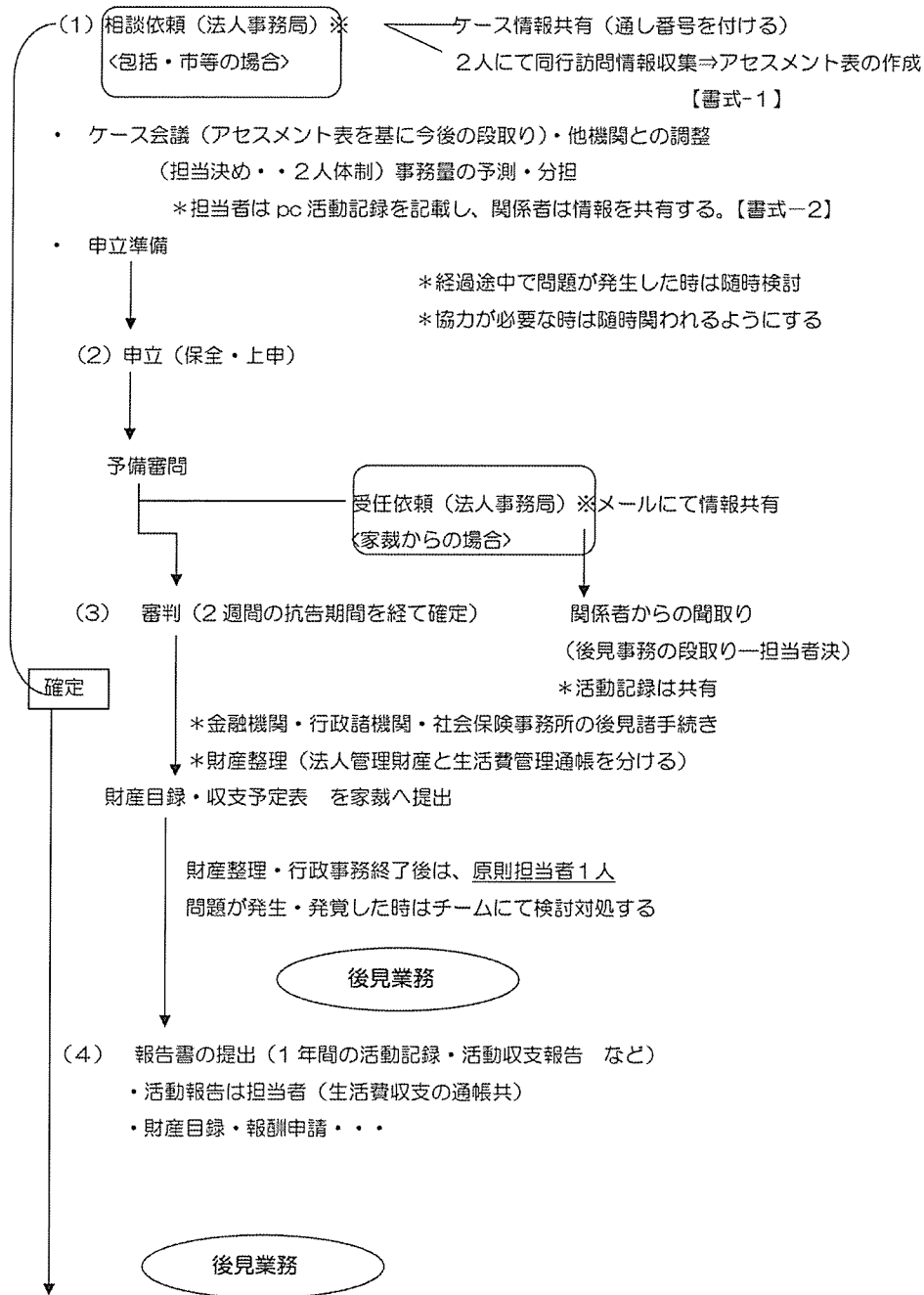


成年後見制度利用の相談や利用は、主に地域包括支援センターや相談支援事業所から依頼を受けるケースが多い。また、当センターの存在を知り、福祉施設や親族から直接当センターに相談が依頼されるケースも増えている。毎年、相談件数は増加している。

#### 7 浜松成年後見センターの業務手順について

当センターでは、法定後見は以下の業務手順により遂行される。

浜松成年後見センターの業務フロー



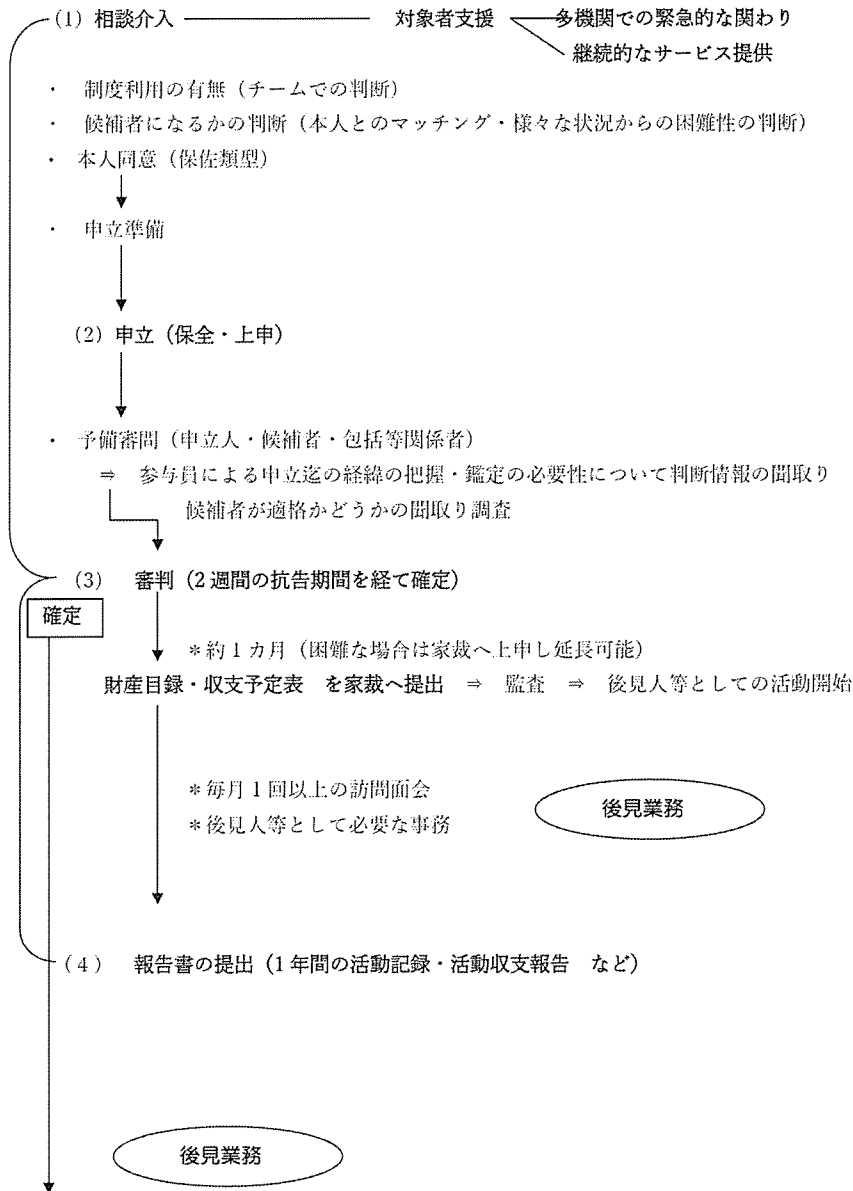
相談段階から介入するケースが多いが、まずチームで制度利用の有無を検討して判断する。成年後見制度をすぐ利用するのではなく、むしろ危機介入、緊急避難で対応すべきケースもあり、行政、関係機関と連携して医療的福祉援助が届くまでの支援を行う。

成年後見制度の利用が必要だと思われるケースについても、本人の同意、マッチング、当センターとしての力量などを検討して、候補者になるかの判断を行う。

施設入所で安定しているケースや紛争性のないケースなど個人後見でも対応が可能なケースについて

は候補者を裁判所が選定するように助言している。

相談介入からの業務フロー



成年後見制度利用の手続きで、家庭裁判所に対する成年後見審判申立てに関する手続きはとても煩雑である。

医師の診断書、申立書の作成、親族の同意書、本人事情説明書、候補者事情説明書、親族関係図、財産目録、本人の戸籍等関係書類、候補者の戸籍等書類、本人の登記されていないことの証明書、健康状態の説明書類や証拠書類、収入についての資料（金額決定通知書、確定申告書等）、支出についての資料（請求書、領収書、納税通知書（請求書）、国民健康保険料・介護保険料の通知書等）、預貯金通帳、不動産の証明書類、生命保険や損害保険の証書、保険会社からの通知書等などの提出を求められる。

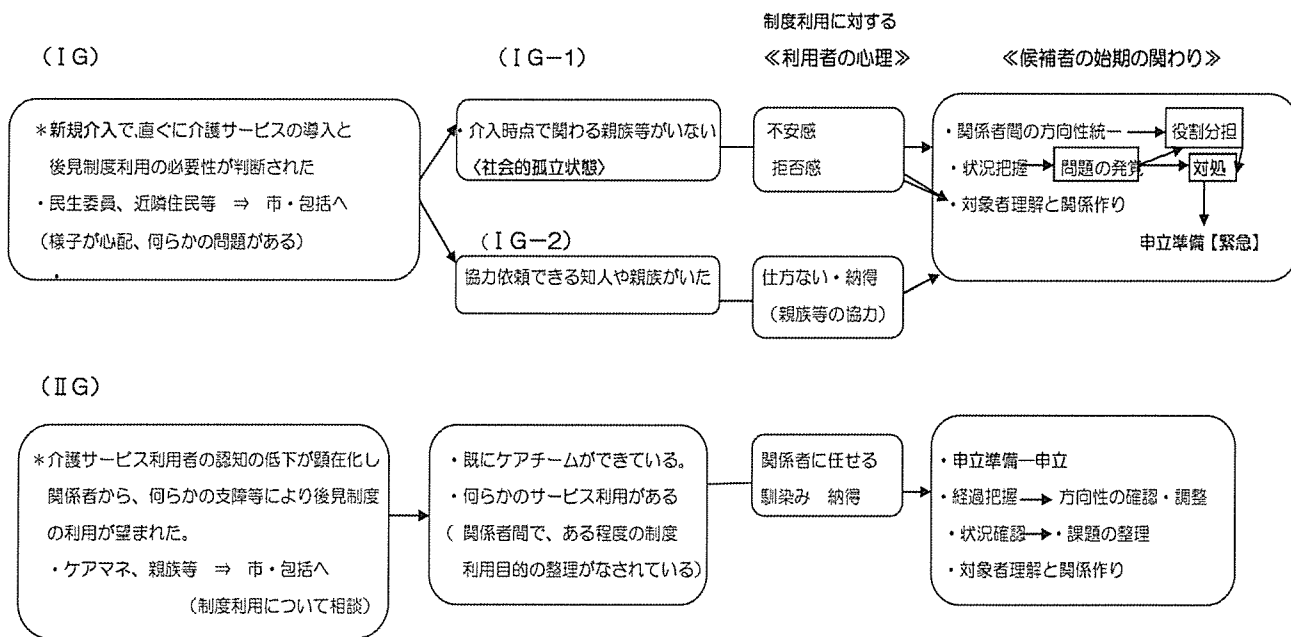
家庭裁判所も指導や助言は行うが、まず親族が自身でこれらを準備するのは困難性を伴う。親族が高

齢者の場合は家庭裁判所の手引きの読解も難しいと思われる。

そのため審判申立て時からの支援が必要となる。近年親族後見を上回る受任者数となった第三者後見人も場合も、実は成年後見等の審判時に家庭裁判所から選任され就任するのであって就任時に初めてケースと出会う場合が多い。

成年後見等の審判はある意味結果である。そこに至るまでの厳しい道のりがある。申立ての準備のプロセスで、そのケースのアセスメント、ニーズの整理が検討され、本人の意思や希望に基づき、支援の方針や関係機関との連携の在り方も含めて短期的長期的な支援計画が立案されるものである。

【表-1】 相談介入から申立へ



## 8 浜松成年後見センターが抱える問題点、課題

平成 26 年度から法人後見を受任して活動を行ってきたが、平成 28 年末で受任件数が 87 件となり、現在も相談が相次いでいる状況であり、現在の当センターのキャパシティを考えるとすでに相当数を受任している実情になっている。浜松市社会福祉協議会も法人後見を受任しているが人員の配置が保証されていないことから現在は 2 件の受任数にとどまっている。また、平成 27 年の成年後見関係事件の概況では法人後見は全国で 1, 185 件となっていることを考えると急速な需要の伸びとなっているといえる。

当センターとしても、専門職従事者の確保、成年後見市民サポーターの養成に努めているところであるが、民間 NPO のボランティアリズムに依拠した形で、市民の権利擁護体制を継続的に維持していくことの難しさを実感している。

本事業で平成 27 年 9 月 17 日に実施した「成年後見制度市民公開講座」において、センターとして下記のことを課題として示した。

### 1 浜松成年後見センターの運営基盤を確立する

成年後見制度利用についての市民からの増え続けるニーズに応えるためには、民間のボランティアリズムに頼る仕組みでは適正ではなく、公的な責任として位置付けられるべきである。人員の確保、財政運営等事業の経営基盤を図るためには、成年後見等支援の報酬収入だけでは賅えないのが実情であり、行政の財政的支援が必要である。

行政の補助もしくは事業の一部（相談業務や申立て支援、支援会議開催等）を行政の委託事業として制度化されることを要望している。

### 2 公的な責任としての地域の権利擁護体制の確立をめざす

成年後見制度は 80 万人都市の浜松市では、成年後見のニーズを充足するためには、将来的に複数の法人後見が設置されることが必要である。

また、市民の権利擁護体制整備の責任は行政にあること、成年後見制度の利用者は同時に福祉支援を必要とする人であり保健・医療・福祉・司法の連携体制が重要である。

成年後見性は行政の福祉施策と不可分の領域であることから行政が中核になり、関係機関の協議体を構築することが必要である。また、地域連携には中核機関が必要であり、その中核機関は行政直営もしくは委託形式、あるいは行政と一体なって地域福祉を推進する社会福祉協議会が担うべきである。全国的には社会福祉協議会が市民後見人の育成と市民後見人の活動のフィールドを提供する体制にあることから、中核機関は市の社会福祉協議会が担うことが最も望ましいと考える。

当センターとしても、社会福祉協議会が権利擁護体制の中核となるように、その基盤強化に協力、連携していきたい。

### 3 地域福祉に貢献する

法人後見の大きな利点の一つはチーム支援にある。市民後見人養成研修を修了した市民が「成年後見市民サポーター」として専門職とともに成年後見の一翼を担い、市民が地域の権利擁護の体制づくりに参画することで、市民が市民を支える仕組みづくりに寄与できると考える。また、市民を対象とした啓発研修や相談会を開催し成年後見制度の啓発普及に努める。

### 4 実践研究を行う場である

成年後見制度に伴う諸課題について、各関係機関や市内の大学等研究機関と連携して実践的な研究を行い、その成果を地域の権利擁護の向上に寄与する。

### 5 次世代を担う後継者の育成

成年後見制度は永続的な事業でなければならない。次世代につなげるような地域の権利擁護を実践する人材育成もセンターの大きな責務であると考えられる。

これらの課題の解決に向けて「権利擁護体制あり方検討会」（平成 28 年 11 月より平成 29 年 2 月に 3 回開催）を設けて、多面から検討を行った。以下検討会の議論をまとめる。

### (3) 地域の権利擁護体制あり方検討会からの提言

#### 1 市民後見人のあり方について

##### ① 市民後見人養成研修について

平成23年6月に老人福祉法が改正され、法では、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）された。

そして厚生労働省は、平成24年4月1日に改正老人福祉法施行されることに対応して、平成24年3月27日に各都道府県および指定都市に対し「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」という通知を出した。その内容の要旨は以下のとおりである。

(要約)

##### 1. 市町村の取組体制について

- 市民後見人の育成及び活用については市町村が主体であること。
- 地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うこと。
- 都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援が必要であること。
- 市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があること。
- 市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討すること。
- 実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要である。

##### 2. 養成研修の実施について

- 市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要がある。養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要である。
- 「市民後見人養成のための基本カリキュラム」を提示している。

##### 3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

- 家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦すること。
- 推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすること。

##### 4. その他必要な措置

###### (1) 養成研修修了者の名簿等への登録

## (2) 市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠であるが、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要である。

## 5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」の積極的な活用。

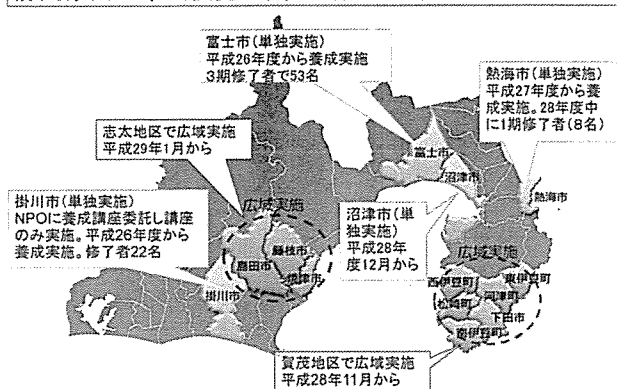
厚生労働省による「市民後見推進事業」により市民養成研修開催に対する地方自治体への財政援助もあり、主に各地の社会福祉協議会による後見人養成研修が実施されてきた。静岡県においても、富士市（平成26年度～）、掛川市（平成27年度）、熱海市（平成27年度）、沼津市（平成28年12月～）、加茂地区（平成28年11月～）、志太地区（平成29年1月～）において後見人養成研修が実施されている。

浜松成年後見センターにおいては、老人福祉法外の静岡県の単独事業として、平成27年度は県の委託事業として、平成28年度はWAM助成事業により市民後見人養成研修を実施し、延べ30名が研修を修了している。

しかしながら、静岡県では前述したように家庭裁判所が市民を個人で「市民後見人」として選任したというケースは未だないという現状である。すなわち、市民後見人養成研修は実施されているが、市民後見人の活動のフィールドの整備はこれからの課題となっている。

富士市においては、養成研修修了者が富士市社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」の支援員等で活動経験を積み、将来的に家庭裁判所の選任による「個人受任」を目指すとしている。

静岡県内の市民後見人養成研修の取組状況（平成28年度時点）



## ② 市民後見人の問題点

老人福祉法改正に先立って、日本社会福祉士会は2010年9月30日に、厚生労働大臣あてに「市民後見のあり方に関する要望」を提出している。この背景として次のように述べている。

- ① 現状では親族以外の専門職などの第三者後見人候補者が不足しており、今後、成年後見制度利用のニーズが急速に拡大することに対応する後見人候補者の受け皿作りとして市民後見人養成の必要性が訴えられ、市民後見人の養成事業が全国各地で自治体の他、大学やNPO等さまざまな形で全国で始まりつつあること。
- ② しかし、「市民後見人」の定義や役割、位置づけが明確なままに市民後見人の養成が行われている状況で、市民後見人の位置づけを明確にした上で、その位置づけをふまえた養成研修カリキュラムの作成、養成後の市民後見人のバックアップ体制の整備、継続的な取り組みを可能とするための公的機関の組織的・財政的関与のあり方についての検討が必要であること。
- ③ 市民後見人養成研修終了後の支援・監督を整備しないままの養成研修の先行は、市民後見人の有する権限・責務の重大性に鑑みるとき極めて危険な事態である。



そして、今後成年後見の利用が増大していくなかで、市民後見人の養成・支援・監督に対する公的な支援のあり方、専門職の関与の仕方などについての検討が急務であるとして、以下のとおり提言している。

- 1 国及び地方公共団体は、市民後見人制度の推進にあたり、公的責任及び公的費用負担のもとで、権利擁護の観点に立った制度整備を進めるべきであり、その制度整備に際しては、市民後見人の養成に止まらず、支援・監督等の一貫した体制を構築し、中核となる拠点（センター）を設置・運営すべきである。
- 2 市民後見人候補者には、権利擁護に対する深い理解・高い倫理観・社会的信頼の獲得が求められるべきであり、その養成に際しては、必要かつ十分な研修を義務づけ適正などの担保が不可欠であるとともに、養成・支援・監督等の一貫した体制の構築、中核拠点の設置・運営について、専門職の関与・連携が行われるべきである。
- 3 市民後見人を地域における権利擁護の担い手として、積極的に位置づけるべきであり、国及び地方公共団体は、市民後見人制度の意義を含めた成年後見制度理解の浸透を図り、地域社会に対する働きかけをすべきである。

日本弁護士連合会も、2010年9月17日に「市民後見のあり方に関する意見」を発表した。その意見の趣旨は以下のとおりである。

- 1 国及び地方公共団体は、市民後見人制度の推進にあたり、公的責任及び公的費用負担のもとで、権利擁護の観点に立った制度整備を進めるべきであり、その制度整備に際しては、市民後見人の養成に止まらず、支援・監督等の一貫した体制を構築し、中核となる拠点（センター）を設置・運営すべきである。
- 2 市民後見人候補者には、権利擁護に対する深い理解・高い倫理観・社会的信頼の獲得が求められるべきであり、その養成に際しては、必要かつ十分な研修を義務付け、後見活動の適正を担保することが不可欠であるとともに、養成・支援・監督等の一貫した体制の構築、中核拠点の設置・運営について、専門職の関与・連携が行われるべきである。
- 3 市民後見人を地域における権利擁護の担い手として、積極的に位置付けるべきであり、国及び地方公共団体は、市民後見人制度の意義を含めた成年後見制度の理解の浸透を図り、地域社会に対する働きかけをすべきである。

日本弁護士連合会は公的責任の下での権利擁護の観点に立った制度整備と下記のように強調している。

成年後見制度は、判断能力の低下した人が地域で生きるために不可欠な制度であり、その人らしく生きる権利を実現すべき責任は、憲法第13条及び第25条などから国や地方公共団体に責任がある。すなわち、高齢者及び障害者も、憲法第13条、第25条により、「健康で文化的な最低限度の生活」のみならず、「より快適な生活を営む権利」を保障されているのであり、国及び地方公共団体は、これらの権利を保障するため、社会福祉、社会保障などの向上及び増進に努めるべき責務を負っているものであり、この責務は、社会福祉、社会保障等の制度を公的責任と公的費用負担によって運営すべきことを当然に含むものであって、国や地方公共団体に公的責任がある。

略

したがって、国及び地方公共団体は、権利擁護の観点から市民後見についての制度整備を進める公的責任があり、成年後見制度の利用を十全たらしめるため、公的責任と公的費用負担によって運営すべきである。

これらの専門職団体の要望や意見では、後見活動の適正を担保するためには「中核拠点（センター）の設置」が必須であるとしている。「中核拠点（センター）の設置」は養成のみではなく、養成後の登録・支援・監督まで行う組織的なバックアップ体制の整備等の役割を担うとしている。

日本弁護士会連合会は「市民後見を十分機能させるためには、中核となる拠点（センター）の整備だけでなく、地域における家庭裁判所・行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・専門職団体・地域住民・民生委員・社会福祉施設等までを含んだ地域ネットワークを構築することが不可欠であり、市民後見もこの地域ネットワークの一環として位置付けていくべきである」としている。

現状後見人は、親族が選任された場合を親族後見人、親族後見人以外の方が選任された場合を第三者後見人と呼び、第三者後見人のうち専門職が選任された場合を専門職後見人、専門職以外の一般市民から選任された場合を市民後見人と呼んでいるが、実は法律上の呼称ではない。

では「市民後見人」についてはどのような人を指し、どのような人が後見人になれるのかといったことは不明確であり、その定義も多様である。

また「市民後見人」の役割、機能、活動形態等についても統一化されたものではなく、各自治体の実情や実施団体の意向等に左右され、その中身は多様なものとなっている。

本検討会においては、まず「市民後見」とは何かについての検討を行った。

#### 市民後見人の4つの活動形態の比較

市民後見人の活動形態としては次のような形態が想定されている<sup>5</sup>。

<p>(1) 市民後見人の個人受任 ※社会福祉協議会等を監督人に選任している例</p>	<p>個人が市民後見人になり、自らの社会経験と価値観に従い、主体的に本人（被後見人等）を支援する。 【事例】大阪市～成年後見支援センターの手厚い支援を受けて活躍している。家庭裁判所では、「サポート組織がしっかり機能しているから個人受任でも特に心配はない」としている。</p>
<p>(2) 市民後見人と専門職後見人等</p>	<p>市民後見人と専門職後見人の複数後見は、それぞれの持ち味を発揮する形態として活用されている。具体的には身上監護を市民後見人が担当し、財産管理を専門職後見人が担当する方法があるが、両者が相互の役割を尊重し、かつ補い合うような関係の構築が重要。</p>
<p>(3) 個人受任と法人後見</p>	<p>個人受任も法人後見も後見人として法律上の区別はない。 法人後見としての成年後見支援センターは、社会福祉協議会から独立した別法人ではないが、成年後見制度の普及・啓発や研修事業を行って市民後見人を養成し、個人受任をサポートする一部門であり、成年後見に特化した活動が可能である。 社会福祉協議会は、受任する事案の内容によって、法人後見が適しているか個人受任が適しているかを調整して適切な振り分けをすることは可能であるが、個人受任が認められるかどうかは、選任する家庭裁判所に委ねられる。</p>
<p>(4) 法人後見の担当者</p>	<p>社会福祉協議会が実施機関となっている場合、多くが法人後見の形態をとっており、研修を受けた市民後見人は、法人後見の担当者（支援員）として後見活動を行っているところが大半である。 全国社会福祉協議会の資料によれば、法人後見の担当者は履行補助者と位置づけられ、法人の指揮命令系統のもとにおかれることから、社会福祉協議会との雇用関係になければならないとされているが、市民後見人は社会福祉協議会の職員とはならないため、雇用契約を結ぶのは難しいとして、法人後見の支援員として委嘱するといった方法が考えられている。</p>

<sup>5</sup> 民事法研究会「市民後見人養成講座」

本検討会では、市民後見人のあり方について、以下のような意見が出された。

- ・ 家庭裁判所の見解は「市民後見人をバックアップできる体制にあるかどうか」が判断の基準となっている。市民後見人は母体があって初めて成り立つものである<sup>6</sup>。法人（センター）が先である。
- ・ 法人には成年後見に経験を積んでいる弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が配置され、専門職と一体になって市民が活動することが望ましい。
- ・ 市民後見人が個人で受任するのではなく、法人後見として受任し、法人のスタッフとして市民後見人が担える職務を担うことが望ましい。業務を専門職と市民がシェアする方法がよい。
- ・ 相続や有価証券を売却したり、不動産を売却したりという法律的な課題は法律家が、福祉施設の利用や地域生活の支援、家族支援、生活保護というソーシャルワークの課題は社会福祉士が担当するという役割分担ができていて、それなりの機能をもつ法人でなければ市民後見を支えることは難しい。
- ・ よほど問題がないと思ったケースでも、とてつもなく大きな問題を孕んでいたということもある。ケースの見立てと状況変化に対応できるスキルが必要で、「簡単なケースだから市民でもよい」という考えは安易である。
- ・ 対象者はある意味理解力、判断力が落ちていて、自分でここが嫌だとか、この人は嫌だとか、こんなことされているというのは外に出てこないことがある。市民がどれだけ倫理性を担保できるかは不安である。
- ・ 担い手を増やそうとするなら、市民後見人養成の前に、きちんとした公的な権利擁護センターをまず設置することが必要である。
- ・ 浜松成年後見センターで養成した市民後見人を日常生活自立支援事業の支援員として少ししかかわってもらいながら、スキルを付けてもらったうえで、社協が法人監督として、法人としてその人たちを管理という見守りつつ、市民後見人としての活動の場を広げていくという方法も考えられる。その場合、社協が、市民後見人に対して適切な相談や監督業務ができる体制があることが前提であり、その体制を構築することが必要である。

<sup>6</sup> 厚生労働省 HP 市民後見関連情報

『では、なぜ家庭裁判所は市民後見人を多く選任しないのか』という疑問を持たれる方もいらっしゃるのではないかと思います。確かに、市民後見人養成講座を受講された方の数に比べれば、実際に選任された市民後見人の数は限られているという現状にあります。その理由については、各地の実情に応じて色々であろうとは思いますが、大きな理由として、市民後見人として選任された後の養成機関によるバックアップ体制に裁判官が不安を抱いているケースが少なくないということがあるのではないかと感じています。

先ほどお話したように、市民後見人には、御本人と同じ地域で生活されているからこそそのきめ細かい対応が期待できるという強みがあると考えています。

他方で、後見人は、御本人の利益を確保するために、幅広い権限を有しています。御本人の預貯金を引き下ろすことはもちろんのこと、有価証券を売却したり、不動産を売却したりすることもできます。いくら養成講座を受講したとはいえ、市民後見人の方は他人の財産を管理したことも、他人の介護プランの作成に参与した経験もない方がほとんどです。裁判官が、実際に後見事務を経験したことがない方に、判断能力を欠いている御本人を保護する役割を最初から全てお任せするという判断ができるかという、やはり、その点には不安を感じる場合も多いのではないのでしょうか。

そのような不安が解消されなければ、裁判官は市民後見人ではなく弁護士や社会福祉士といった知識も経験も豊富な専門職を後見人に選任しようとするのはやむを得ないのではないかと思います。経験のない方でも、後見事務を進めていく中で何か困ったことがあれば、養成講座を受講した社会福祉協議会等に気軽に相談したり、アドバイスを受けられる、そういったバックアップ体制があれば、裁判官としても安心できる場所があるのではないのでしょうか。

実際に、市民後見人の選任が進んでいる地域においては、養成機関によるバックアップ体制が整備され、裁判官としても安心して市民後見人を選任できる環境が整っているようです。

静岡新聞の記事では市民後見人の選任が県内ではゼロの状態だと報道されているが、法律職からするとある意味当たり前だと思う。たとえ身上監護中心であろうとも、成年後見の仕事は判断力のない方を支援していくので、どうしてもその方の財産などに手を伸ばせば届いてしまうに在る。その場合に不正等の問題が起こればどうするのか。裁判所も監督責任があるので、専門職の下で市民が活動するか、専門職の強力なバックアップがある、監督がある、そういう条件下でしか市民後見というものに裁判所がまともに委ねるはずがない。

等の意見が交わされた。議論のなかでは市民後見人の活動形態としては「(4) 法人後見の担当者」としての形態が最も適切であるという意見が大勢であった。

### ③ 法人後見の従事者としての市民後見人

#### 成年後見市民サポーター

浜松成年後見センターは、弁護士、社会福祉士、医師、大学教員等の長年成年後見に携わってきた経験豊富な専門職が中心に活動しているので、家庭裁判所もその信頼のもとに「法人後見」として選任している。「法人後見」として組織が後見人等に就任しているため、その組織の一員として市民後見人（センターでは成年後見市民サポーターと呼んでいる）が活動する形態を用いて運営している。

また他分野の専門家が結集しているため、養成研修の企画、カリキュラム作成、講義や演習等の養成研修の運営実施も順調に行うことができた。

当センターでは、平成 27 年度から成年後見市民サポーターの養成研修を実施し、平成 28 年度からは成年後見市民サポーターも専門職とペアを組んで、まず定期的な面会を担当することから活動を始めている。しかし、たとえ身上監護面においても利用者の尊厳を尊重する姿勢、本人の思いを傾聴すること、個人情報保護、守秘義務、家族や福祉サービス機関等との信頼関係構築など、高い倫理性が求められる。

そのために、当センターでは成年後見市民サポーターでは「成年後見市民サポーター活動の手引き（マニュアル）」を整備し、従事者と委任契約を締結し、マニュアルに基づいた業務を成年後見市民サポーターにお願いしているところである。

#### 養成研修終了後のフォロー

市民後見人の育成は、養成研修終了後がきわめて重要であると実感している。アセスメント情報の共有、ケースの見立て、事務処理、ケース検討などを、専門職とともに活動していくなかで、市民が信頼ある権利擁護支援者として育っていくのである。

当センターにとっても、成年後見市民サポーターに対して行う業務管理は予想外に手間のかかるものであり、逆にセンターの組織の脆弱さも感じているところである。

#### 市民後見人を支える基盤づくり

今日浜松市では、市民後見人の養成研修が当センターや他機関でも開催されているところであるが、養成研修を行う以前に、養成研修後の市民後見人が活動できるフィールドが保障されていること、養成研修後も OJT を伴った実務を研鑽したり継続研修できたりする場があること、法律や福祉の専門職から相談や指導や助言を受けることができること等のバックアップ機能を有する組織基盤がまず確立されていないと考える。

養成研修を受講しただけで、市民後見人が「個人」として選任され、単独で後見業務を行うことは、現在の浜松市の権利擁護体制の状況ではまずありえない。

当センターも個人後見の危うさ限界、チーム支援の必要性から法人後見が必要であるという理由で設置されたのであり、市民が個人後見人として就任するということは困難性を強く感じる。

このような理由から、市民後見人は確固たる信頼性ある専門機関の基盤の上で、その組織の一員として、専門職とともに活動していくというように位置づけられるべきである。

### 市民後見人育成は「公」のもとの中核機関が担う

今後実際に業務を担う市民後見人を増やし確保していくことは時代のニーズからは地域の必須の課題である。当センターはこれまで2年続けて市民後見人養成研修を実施しており、今後も養成研修の実施を継続したい。しかし、市民後見人養成研修の目的は、成年後見制度の啓発活動や勉強会にとどまらず、実際の従事者としての人材を確保することにある。

今後、養成研修修了の市民後見人が毎年増え続けていくと、どういう課題が生まれるかについて予測すべきである。拡大する成年後見制度利用のニーズと市民後見人のマッチング、業務の円滑な遂行のための連絡調整（マネジメント）、コンプライアンスの担保、業務の評価等、受け手が増えれば増えても新たな管理業務が生まれるのである。

市民後見人を活用して、市民が市民を支える地域づくりすすめるには、強力な組織基盤が必要である。組織基盤なくして実効性のある市民後見人養成を事業として継続維持していくことは困難であり、民間のNPO法人の力量を超えていくものであることは明らかである。

そのためには財政的、人的（専門性、コーディネート機能、マネジメント力）基盤が担保された確固たる組織が必要である。かつ、市民の権利擁護は公的責任と公的費用負担のもとで制度整備はすすめられるべきであり、市民後見人を支える基盤は、行政主体の中核拠点（権利擁護センター）の設置によって実現することが望ましい。

### 市民後見人は権利擁護支援の地域連携ネットワークの一員として

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）が議員立法により成立し、同年5月に施行され、平成29年1月に成年後見利用促進検討委員会の意見が発表された。今後、この意見が反映された成年後見利用促進基本計画が国において策定されることになっている。

成年後見利用促進検討委員会の意見では、地域における権利擁護の地域連携ネットワークの構築には、その中核となる機関が必要であり、中核機関は、相談対応や、成年後見支援チームとしての対応専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等を始めとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うとしている。中核機関のあり方については、事項において述べるが、「成年後見制度利用促進機能」として市民後見人の研修・育成・活用について下記のように触れている。

#### ○市民後見人の研修・育成・活用

・市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活

用が進むことが考えられる。

・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、成年後見人等となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

#### ○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

・ 成年後見人等の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。

・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。

ここに示されているように、市民後見人の育成には「市町村・都道府県と地域連携ネットワークの連携」のもとに実施され、市民後見人養成研修の修了者は「法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、成年後見人等となるための実務経験を重ねる取組」の機会が必要であり。「社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人」等の法人後見の担い手の主体への活動支援（育成）を地方自治体が積極的に行うとしている。

これらのことから、市民後見人は中核機関を核とした地域における権利擁護の地域連携ネットワークに内包される法人後見人の担い手として活動するという構図が浮かび上がる。市民後見人は、まさに権利擁護支援の地域連携ネットワークを担う一員として養成され、活動できる地域の基盤整備が求められる。

## 2 地域における権利擁護体制のあり方

この項では、地域における権利擁護体制のあり方について述べるが、まず内閣府・成年後見制度利用促進委員会がまとめた意見書における提言を概観する。

意見は、(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、の3つの柱によって構成されている。

### ① 成年後見利用促進委員会の意見の概要

前述した成年後見利用促進委員会が「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき事項」に提言した内容の骨子は以下のとおりである。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 (別紙1)

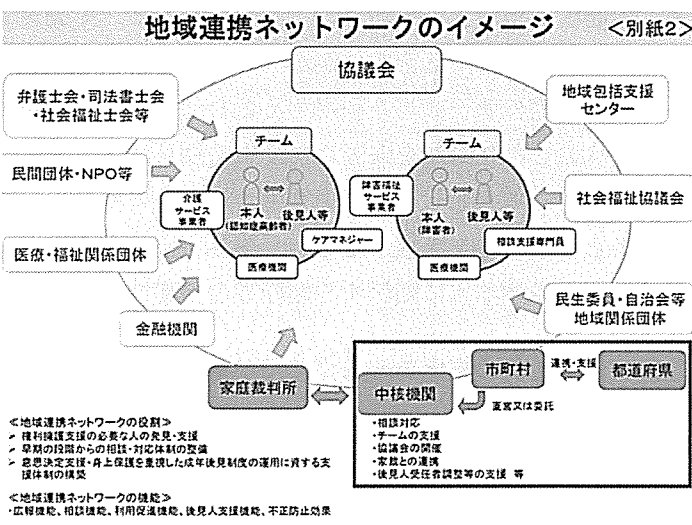
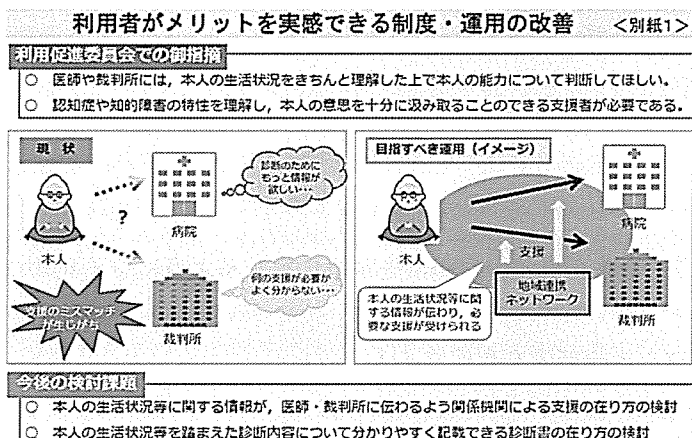
- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (別紙2)

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り
- ・「協議会」等によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- 広報機能 (権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- 相談機能 (相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- 利用促進 (マッチング) 機能
- 後見人支援機能 (チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- 不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 (別紙3)



後見制度支援信託に並立・代替するような新たな方策の検討

(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

成年後見利用促進委員会が意見として提言した意見は以上の概要が公表されているが、本項では地域における権利擁護体制の在り方がテーマであるので、主に「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に絞って考察していく。

## 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙3>

### 委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

### 預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1. 口座の分別管理
  - ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
  - ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2. 払戻し
  - ①小口預金口座
    - ・後見人だけの判断で払戻しが可能
  - ②大口預金口座
    - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3. 自動送金等
  - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
  - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

## ② 市民が成年後見制度を身近に感じるようになるためには

### 成年後見制度を利用する人は

成年後見利用促進委員会が意見として提言した「(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」は実は非常に密接な関係にある。

成年後見制度を利用する人は、認知症、知的障害、精神障害と社会生活や日常生活に困難を抱え、支援を必要とする人である。福祉や医療等の支援やサービスを受ける場合は、高齢者では介護支援専門員、障害者は相談支援専門員が、必要なサービスを調達し、関係する支援機関の連携のコーディネーターとして存在し、生活全般にかかる総合的なケア計画を作成する役割を担っている。

福祉や医療のサービスを利用する場合は、成年後見制度の利用が必要になるが、成年後見人等は単に契約を代行したり財産を保管したりする役目にとどまらない。成年後見人等は、本人の生活全般を鳥瞰する立場で、本人らしくよりよく生きるための権利を擁護するために、常に本人の意思を尊重し、最善の選択と自己決定を支援するという関与を継続することが求められる。本人の生活全般を支援していくためには、当然本人に関係する機関等との連携は不可欠である。

### 後見支援開始前の支援チームづくりが重要

本来、何故成年後見制度の利用が必要であるか、成年後見制度を利用して何を実現しようとするかが、成年後見制度利用の申立ての時点で明確にされ、その時点で、法的支援に参画する者もともにチームに参画していく仕組みが望ましい。

成年後見支援は意見書にも「後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームのサポートを行う体制を構築する。」と示されているように、後見等開始前の相談やアセスメント、支援計画作成段階が、実は非常に大切で、この時期の支援のあり方が後見等開始後の支援のあり方を大きく左右するのである。



## 成年後見人は医療・福祉・法律の各機関と連携が不可欠

従来、福祉・医療・地域における支援と、法的支援としての成年後見支援は、立場が異なるものとして距離感のあるものとして市民には印象を与えてきており、また利用者や福祉関係者も敷居が高いものとして理解してきたのではないだろうか。

地域支援に成年後見制度の機能を組み込むためには、後見等開始前に成年後見人等候補者が支援チームに参画し、チームとして成年後見制度利用の方針を検討し、後見等開始後も常に密接に情報交換し、本人の状況を把握しながら支援が継続されていく体制が求められる。

利用者がメリットを実感できる制度とするためにも、成年後見支援が内包された地域のケアマネジメント体制の構築は不可欠である。

支援チームを構築するためには

### ③ 支援チームの構成

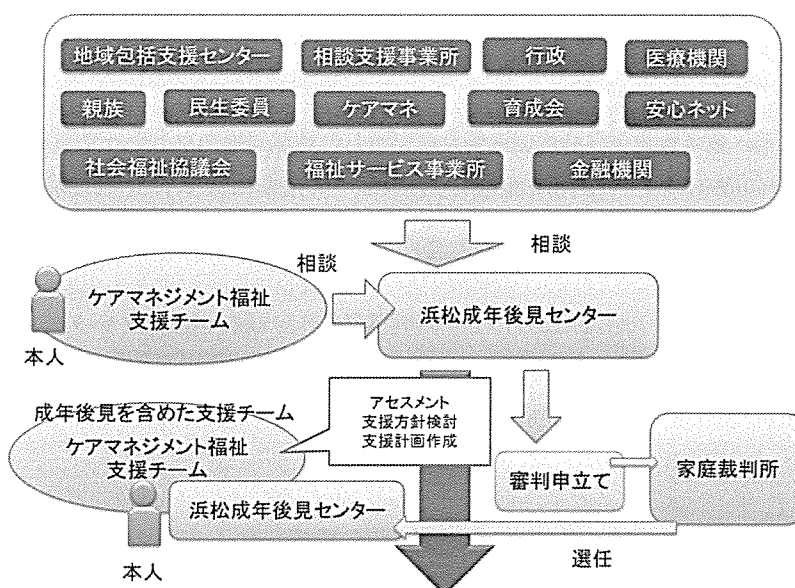
では、その支援チームはどのように構築されるかが次の課題となる。

このフロー図は、浜松成年後見センターにおける支援チーム構築のイメージである。

当センターは、地域包括支援センターや相談支援事業所の職員や勤務経験者、民生委員、医師等が会員となっているために、その人的ネットワークを通して相談が依頼されるケースが多い。

申立て以前にすでに支援チームが構成されているケースも多いが、福祉サービス利用前の場合や虐待、生活困窮などの危機介入時に引き受けるケースでは、まず地域包括支援センターや相談支援事業所と連携して、医療や福祉の支援につないでいくことから取り組む事例もある。いずれにしても、審判申立て以前に支援会議が開催され、本人の意向の確認、成年後見制度利用の必要性、支援方針、連携すべき機関は何か等が検討される。その方針に基づいて成年後見等候補者も本人の生活支援、権利擁護支援のための支援チームの一員となる。本人のアドボカシーとして、支援チームの中でも最も本人に近い存在として位置するのである。そのために介護支援計画やサービス等利用計画の作成に関与したり、計画の同意を代行することになり、福祉支援チームと一体的に活動を行うことになるのである。

チーム支援を通して、当センターではさらに関係機関との連携を深めて地域の面的支援に広がっていくことを実感している。こうした手法が今後の法人後見の運営の指針として、地域の権利擁護ネットワークの機能として普及していくことを期待している。



#### ④ 支援チームづくりを担う中核機関の必要性

成年後見制度利用にかかる支援チームの形成には、コーディネート力のある核となる中核機関が存在し、地域の関係機関と組織的に連携していく仕組みが不可欠である。

当センターでは、特に地域包括支援センターや障害者相談支援事業所からの相談依頼が相談件数の大半を占めている。本来はこれらの相談支援機関が、成年後見利用支援事業として成年後見制度の利用につなげていく支援を役割としているが、実際に成年後見制度利用に特化して活動しているわけでもなく、成年後見制度の理解も不足しており、司法機関との連携も整っていない状況で、当センターに助力を求めているのが実態である。これらの機関の成年後見制度利用に関する機能の強化は必要であるとは考えるが、相談支援機関における煩雑な日常業務のなかで成年後見利用支援の業務までには届かない状態であり、こうした実態をみると成年後見制度利用促進のための新たな公的な機関を設置することが必要である。

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所は、市の委託事業として実施され主体は行政であることから、福祉ニーズから法的支援につなげていく機関は当然行政が主体になって設置されるべきであると考ええる。

#### 内閣府・成年後見制度利用促進委員会が示した地域連携ネットワークおよび中核センター

国の成年後見制度利用促進委員会は、意見書に成年後見制度利用における地域連携ネットワークおよび中核の構想を示した。今後、この構想が成年後見利用促進基本計画に盛り込まれ、市町村においてもこの構想をたたき台にして議論が行われる。

本検討会も、地域における権利擁護体制は「権利擁護センター」という中核機関を核としてネットワークを構築し、関係団体が市民の権利擁護を目的に有機的に連携していく仕組みを議論したところであるので、まず成年後見制度利用促進委員会が示した地域連携ネットワークおよび中核センターの概要をみてみたい。

#### 地域連携ネットワークおよび中核機関の概要

成年後見利用促進委員会は、従来の保健・医療・福祉の連携に新たに司法も含めた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を提案し、その地域連携ネットワークの三つの役割・地域連携ネットワークの二つの基本的仕組み・地域連携ネットワークの機能・中核機関の設置と運営形態を示している。

#### 地域連携ネットワークの三つの役割（要約）

##### ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）を発見した場合には、速やかに必要な支援に結び付ける。

##### イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

##### ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する サポート体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域のサポート体制を構築する。

### 地域連携ネットワークの二つの基本的仕組み（要約）

ア) 本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、成年後見人等のみではなく、地域の関係者が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的にフォローする仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

○ 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームのサポートを行う体制を構築する。

○ このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

### 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能（要約）

そして、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等を、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 成年後見人等サポート機能の4つの機能について、計画的・段階的に整備されることが求められるとし、さらに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきであるとしている。

諸機能の概要は以下のとおりである。

<p>広報機能</p>	<p>○地域連携ネットワークに参加する関係者は、成年後見制度が権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する。</p> <p>○利用する本人への啓発活動、声を挙げるができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなど周知啓発していく。</p> <p>○中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。</p> <p>○任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。</p>
<p>相談機能</p>	<p>○中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する（地域の専門職団体や法テラス等の協力も想定）。</p> <p>○相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立てを含め支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約する。</li> <li>・必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等のサポートを得て、後見等ニーズの精査と、必要な権利擁護に関する支援が図られる体制に係る調整を行う。</li> <li>・地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。</li> </ul> <p>※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携しサポートする必要がある。</p>

	<p>※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。</p>
成年後見制度利用促進機能	<p>(a) 受任者調整（マッチング）等の支援</p> <p>○ 親族後見人候補者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見人等になるにふさわしい親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が成年後見人等になった後も継続的に支援できる体制（親族、福祉・医療・地域の関係者、成年後見人等からなるチームと、チームをサポートする専門職団体・関係機関の体制）の調整等を行う。</li> </ul> <p>○ 市民後見人候補者等の支援・市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、成年後見人等になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。</p> <p>○ 受任者調整（マッチング）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、成年後見人等候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。</li> <li>・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。</li> <li>・ 中核機関が成年後見人等の候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者の選定、必要なチーム体制やそのサポートも含めた支援体制を検討する。</li> </ul> <p>○ 家庭裁判所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核機関は、成年後見人等候補者の的確な推薦や成年後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整える。</li> </ul>
	<p>(b) 担い手の育成・活動の促進</p> <p>○ 市民後見人の研修・育成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人の育成については、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むこと。</li> <li>・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、成年後見人等となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。</li> </ul> <p>○ 法人後見の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動支援</li> <li>・ 成年後見人等の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。</li> <li>・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。</li> <li>・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、法人後見の活用が有用であると考えられる。</li> </ul>
	<p>(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行</p> <p>○ 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理におけるサポートを受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。</p> <p>○ 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。</p> <p>○ 生活保護受給者を含む低所得者の高齢者や障害者等で、成年後見制度の利用が必要である人についても、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。</p>
成年後見人等サポート機能	<p>○ 後見等の開始後も、親族後見人や市民後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備するとともに、専門職を含めた様々な主体が支援に関わり、本人や親族の状況変化や意向に沿って成年後見制度が運用されるよう、家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働する仕組みを構築する。</p>

	<p>○ 具体的には、本人の状況に応じ、成年後見人等のみならず、本人 に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的 に本人を見守り、本人の状況を継続的にフォローする体制づくりを進める。 チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健ケースワーカー、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援 チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉 サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられ、本人の支援に必要な関係機関が連携しながら、成年後見人等も含めた本人を支えるチーム体制を整えられるようにする。</p> <p>○ 中核機関は、必要なケースについて、後見事務に関する相談に応じるとともに、福祉関係者等と成年後見人等とで構成されるチームが円滑に連携して本人の生活の質の維持・向上と権利擁護に取り組む活動をフォローし、必要に応じ法律・福祉の専門職の協力（ケース会議等）をコーディネートするなど、意思決定支援・身上保護を 重視した後見活動が円滑に行われるようサポートを行う。</p> <p>○ 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、成年後見人等による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後見 人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他のサポート体 制への切り替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権 利擁護を図るために迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との 連絡調整を行う。</p> <p>○ 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行 型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の事理弁識能 力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意 後見 監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。</p>
不正防止効果	<p>○ 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知 識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネット ワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。</p> <p>○ このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る 体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握する ことが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適 切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。</p> <p>○ 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、成年後 見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本 人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用 が広がるものと期待される。</p> <p>○ 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知 識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネット ワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。</p> <p>○ このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る 体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適 切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。</p> <p>○ 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、成年後 見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本 人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用 が広がるものと期待される。</p>

なお「中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分掌するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。」 また、「市町村・都道府県において成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や『成年後見支援センター』等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を

含め、地域の状況に 応じて柔軟に実施することが可能であり、既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要がある。」としている。

### 中核機関の設置・運営形態（要約）

#### ア) 設置の区域

○ 中核機関の設置の区域は、市町村の単位を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなど柔軟な実施体制が検討される。

#### イ) 設置の主体

○ 中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。

- ・ 地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（当該複数市町村による共同委託）、「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、柔軟に設置できるよう検討される。

○ 上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門サポート機関の設置についても検討される。

○ 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定に則り、必要な支援を行うものとする。

#### ウ) 運営の主体

○ 市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

○ 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務 の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人等）を市町村が適切に選定するものとする。

○ 市町村の判断により、一つの機関ではなく、複数の機関に 役割を分掌して委託等を行うことも考えられる。

#### エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

○ 協議会等の構成メンバーとなる専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力する。

このように、設置の区域は、複数の市町村が共同で設置することを認めつつも、基本は市町村としている。また、都道府県は市町村に対し地域連携ネットワークや中核機関の業務についての支援を行うとしている。運営の主体は、委託することも含めて市町村であるとしている。

そして、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等専門職団体は、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力するとしている。

### 優先して整備すべき機能等（要約）

○ 広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い者を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先される。

○ また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨<sup>7</sup>（意思決定支

<sup>7</sup> 障害者の権利に関する条約第12条

援)に鑑み、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能の整備に優先して取り組むよう努める。

○市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていくサポート体制の早期の整備が期待される。

- ・まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について早期に設置する。
- ・各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努める。

○各地域における地域ケア会議、障害者自立支援協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。

○成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその成年後見人等の相談対応等のサポートも、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努める。

この意見書では、まず成年後見制度の利用の必要性の高い者を地域で発見し、成年後見制度につなげる仕組みづくりが早急に行われるよう提言している。前述したように、成年後見制度利用支援事業の委託等で、地域包括支援センターや相談支援事業所が成年後見制度へつなげる役割を担っていることになっているが、うまく機能していないのが実情である。したがって、市民や関係支援機関が、成年後見制度について専門的に相談に対応できる窓口の整備が必要なのである。むしろ、地域包括支援センターや相談支援事業所は行政と連携しつつ、アウトリーチの手法で、成年後見制度の利用の必要性の高い者を地域で発見する役割にシフトしていくことが適切ではないかと思われる。相談窓口は、中核機関や中核機関と連携する法人後見（成年後見センターや社会福祉協議会等）が想定される。

「意思決定支援・身上保護を重視した運用」とは成年後見支援の質の問題である。成年後見における「身上監護」とはどういう責務があるのか、どこまでの範囲が後見人の支援業務で、福祉サービス機関や相談支援の役割は何か等、ケースごとに支援チームで役割分担を明確にして、包括的に支援する体制が求められる。実践事例検討を重ねて、地域の権利擁護支援の底上げを図ることが中核機関の担う重要な目的であると考えらる。

#### 本あり方検討会が提言する地域連携ネットワークの枠組み

以上内閣府・成年後見利用促進委員会の提言をみてきたが、意見にも強調されているように、地域の成年後見制度利用促進のための連携ネットワークとそれを束ねる中核機関の設置は必須である。浜松市では、平成29年度より、行政が呼びかけて関係団体による「成年後見連絡会」が開催される予定であるが、

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

本検討会では下記の構想を提言したい。

【浜松市における地域連携ネットワークの中核機関の設置案】

(ア) 名称 「浜松市権利擁護センター（仮称）」

(イ) 実施主体 浜松市

(ウ) 運営主体 浜松市社会福祉協議会

(エ) 運営協議会の設置

構成団体

① 浜松市

② 社会福祉協議会

③ 静岡家庭裁判所 浜松支部

④ 受任機関

1. 各専門職団体（静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、静岡県社会福祉士会）

2. 法人後見（浜松市社会福祉協議会・浜松成年後見センター）

3. その他（市民後見人を育成するNPO、市民後見人の代表など）

⑤ 浜松市医師会

⑥ 金融機関の代表

⑦ 相談支援機関

1. 地域包括支援センター

2. 相談支援事業所

⑧ 浜松市民生委員児童委員協議会

⑨ 学識経験者、その他必要な機関

(イ) 中核機関の人員配置

① 管理者

② 事業推進責任者

③ 事務局員

④ 専門支援員（専門職資格を有するもの、現実的には「ばあとなあ」の研修を終えた社会福祉士が望ましい）

⑤ 弁護士、司法書士、医師（嘱託職員）

⑥ その他必要な者



中核機関の担う役割、機能

機 能	内 容	関係機関のネットワーク
地域ネットワーク機能	運営協議会の事務局機能 運営協議会会議招集、準備、連絡 関係機関の連絡調整会議への参画 ケア会議への参加 事例検討会への参加 事業協力専門家の発掘 地域連携ネットワークにおける課題抽出 困難事例の検討会開催	家庭裁判所 弁護士会 司法書士会 行政書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政等
情報提供機能	広報啓発 パンフレット、情報誌 ホームページ 啓発冊子 機関誌の発行・配布 ネット環境の整備 理解啓発研修の開催	家庭裁判所 弁護士会 司法書士会 行政書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政等
相談支援機能	当事者、家族からの相談対応 地域包括支援センター、相談支援事業所からの相談対応 権利侵害、消費者被害への対応 民生委員、障害者相談員からの相談対応 金融機関などからの相談対応 日常生活自立支援事業の紹介	家庭裁判所 弁護士会 司法書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 相談支援事業所 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政 消費者センター 金融機関 警察 等
後見支援機能	後見制度利用支援（親族、関係機関等からの様々な相談対応や制度申立の支援等） 親族後見への相談支援 専門職へのコーディネート 法人後見受任手続き 「成年後見利用支援事業」との連携 事例検討会の開催	家庭裁判所 地域包括支援センター 相談支援事業所 民生委員児童委員協議会 行政
人材養成機能	市民後見人養成研修の開催 市民後見人との協働 市民後見人現任者のブラッシュアップ研修の開催	地域の関係機関よりの講師依頼

法人後見機能	法人後見の受任 財産管理・身上監護の遂行 任意後見の受任（契約・発動） 法人後見業務の報告 法人後見業務の内部監査	家庭裁判所 福祉サービス事業所 病院 行政 金融機関
後見監督機能	後見監督の受任 後見監督業務の報告 後見監督業務の内部監査	家庭裁判所
事務業務の受託	遺言や死後に関する相談への対応 死後事務委任契約 死後事務の遂行 遺言執行 死後事務報告書作成 死後事務の内部監査	家庭裁判所 福祉サービス事業所 病院 行政 葬儀業者 寺・墓苑等
研究機能	研究班の設置 後見制度のあり方研究 制度活用の実践研究 事例検討会の開催 意思決定支援のあり方研究	大学 司法・福祉・医療等関係機関
提言機能	行政・議会への提言 成年後見等の制度検討会の開催 制度の研究報告	行政 議会 研究機関

#### 中核機関についての補足説明

##### ・ワンストップ相談窓口の機能

ワンストップとは、一つの場所で必要な支援が調達できる、あるいは「たらい回し」されないという機能を意味している。

現状では、市役所の窓口に行っても家庭裁判所を勧められ、家庭裁判所に行くと審判申立ての手引きを渡される。地域包括支援センターや相談支援事業所に相談しても膠着してしまい、成年後見制度利用につながらないケースも多い。最近では、浜松成年後見センターも認知度が上がり、地域包括支援センターや相談支援事業所、民生委員等からの相談依頼も増えてきた。しかし、相談業務はまったくの制度外の無報酬でNPO法人のボランティアによる事業となっており、市民の権利擁護に関する相談は、自治体の責任による公的な相談窓口が必要であると考えられる。

ワンストップ相談受付から、下記に述べるコーディネーター・ケースマネージャーが責任を持って必要な関係機関へつないでいくという体制が求められる。

市民や関係機関が成年後見制度利用についてまず相談できる窓口を開くことが中核機関の重要な役割である。

##### ・ケースマネージャー・コーディネーターの設置

検討委員会での議論で多く出た意見は、成年後見制度利用にかかるケースマネージャーの機能が極めて重要であり、中核機関にはを遂行する適切な人員を配置することが強調された。中核機関が設置されることで、次のような支援のプロセスが期待される。

成年後見制度利用を必要とするケースの発見を経て中核機関につなげられる。そして、初期段階には

「ケースアセスメントのための会議」が開催される。この会議には、行政、社会福祉協議会、主治医、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、受任機関、他の関係者、法律職が必要に応じて参加する。会議では、ケースの支援チームを結成して、チームリーダーを決定する。

そして、成年後見制度利用に向けて課題の整理を行い、成年後見人等が就任できる環境を整える。その背景には、成年後見制度利用を必要とする人の家族をみると高齢者と障害者など複数機関が関わるケースが多いのが実情である。特に近年は、老々介護(高齢の親が高齢の障害者を介護しているケース)や高齢者虐待、障害者虐待を伴うケース、詐欺にあつて生活費も失っているケース、犯罪被害にあつた知的障害者のケースなど緊急に法的処理が必要なケースが増えてきている。

こうした複合したニーズをもつケースでは、総合的見立てと課題の抽出整理、課題解決に向けた支援計画の立案、地域連携と役割分担を明確にした支援の実施、支援の評価(モニタリング)、再計画といういわゆるケアマネジメントの手法が用いられる。

ケアマネジメントにはケアマネジャーが核になるが、その核となるのが中核機関におけるケースマネジャーがその役割を果たす。

中核機関では、上記の支援手法を用いて困難事例といわれるケースに対応することで、個別具体的なケースの支援を通して地域連携が実現されるのである。したがって、地域連携のネットワークのコーディネイト機能はケースマネジャーの果たす役割と重なるところが多く、ケースマネジャーは地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割を両義的(個別支援と地域の仕組みづくり)に果たす仕組みが望まれる。中核機関にはコーディネーター(ケースマネジャー)の配置が必須である。

「船頭おらずに船進まず・船頭多くて船進まず」ということわざがあるが、地域連携ネットワークのコーディネーターの役割はきわめて需要である。以下はコーディネーターが機能していれば、早期に解決できたと思われる事例である。

#### 参考資料(検討会提出事例)

##### 事例(1)

電話で急性期の病院のソーシャルワーカーから相談があった。

80代の女性で自宅アパートで身動きできない状態で発見され、数日間何も食べていない様子で救急搬送された。MSWも調査したところ、数十年前に離婚した夫との間に息子がいるが音信不通の状態である。姉もいるけど、90歳過ぎて関わりも拒否している。今後は、一人暮らしは無理な状態だと思われる。現在の状況では介護療養型医療施設に移らなければいけない。年金は月額8万円、預貯金30万円程で、病院のMSWは月額8万円くらいで入所できる療養型を探したが、法定代理人が必要となった、施設からは「利用料支払いと死後の引き取りが条件になっている」ので、浜松成年後見センターでどうにかありませんかという相談内容であった。

##### 事例(1)のコメント

このケースの場合は、病院の支払いと自宅アパートの支払いが並行している。それからさらに療養型へ入所となると、アパートの片づけ・引き揚げもしなくてはならない。ではその必要経費がどこから得るのかということになる。MSWは行政に相談したが、対応できる窓口がなく、たらいまわしにされたと言う。さらに生活保護も対象外だと言われ、地域包括支援センターにも相談したが、何となく進まないという状態で当センターに相談した。

このようなケースの場合、公的な中核機関(権利擁護センター)があるすれば、まず中核機関で課題

を整理して、関係機関を集めて役割分担を行うことが可能である。

当センターとして現在の病院使用料とアパート代の支払い、アパートの引き揚げの費用は誰がやるのか、年金内で可能な療養型・死後の事務費用はどうするのか、成年後見業務の報酬助成が利用するとしても事務経費が出るのかなどを総合的に検討して、そして役割分担が決まった上で、後見制度が利用可能になるのである。ケースマネジャーおよび連携のコーディネーターの必要性、その働きが求められるケースである。

## 事例（２）

地域包括支援センターより、在宅で暮らしている 80 代女性（Aさん）のケースで、浜松成年後見センターに相談依頼があった。養女と二人暮らしだが、現在養女は統合失調症で精神科病院に入院中である。本人は普通に会話もでき一見しっかりしているように見えるが、本人の年金と養女の障害基礎年金を合わせると月額 24 万円あるものの、お金はあるだけ使ってしまう状態で、入金後一週間たつと生活が困窮している。預貯金はほとんどない状態である。金銭管理が上手くできていないので、成年後見制度の利用を進めたいとのことであった。本人に地域包括支援センターと浜松成年後見センターの職員が面会して、制度の利用を説明して、保佐類型で、Aさん本人による申立てをする事になった。

一方、養女の支援をしている精神科病院の P SW からも当センターに相談があり、地域包括支援センターと連絡をとっていた P SW は相談支援事業所に相談した。相談支援事業所から当センターに連絡があり、養女も判断能力が十分ではなく自分の財産も守れないために成年後見制度の利用が必要なので、二人一緒に申立てをしたいということであった。養女の申立ての準備は病院の P SW が行うことということであった。そこで当センターとしては養女の必要書類等の整理ができたところで、二人の審判申立てを同時に行うという予定とした。しかし、一向に病院の P SW からは「準備ができた」という報告もなく、一か月が経過した。P SW が「やります」といったものの、成年後見制度のことについては理解不足で不慣れなため一向に進まなかったのである。

この一か月でも二人に大きな変化があった。Aさんは詐欺まがいの商法で、掛け軸や宝石など 100 万円ほどの買い物物をローンで契約して購入してしまった。さらに養女の病院からは「病状も落ち着いたので退院して、自宅に復帰してほしい」と伝えられた。

## 事例（２）のコメント

この二人のケースをみると、この一家のケースをまとめるコーディネーターが不在なので、ケア会議が開催されておらず結局は方向が定まらなかったという状態であった。結果からすると迅速さが欠けており、問題を大きくしてしまった。

このケースは、結局当センターが介入して二人の申立て手続きを支援した。しかし、後手に回ったのは事実である。成年後見制度の利用が必要だと関係者が判断した時点で、成年後見制度利用を主題として、関係者が一堂に会した支援会議を開催し、アセスメントやニーズを検討し、情報を共有すべきであった。当センターとしても、背景が理解できていない、情報が不足している時点で関係者から安請け合いしたことは反省すべきことである。

このケースは、成年後見制度利用前における事案の見立て、チーム支援の必要、チームの方向性の確認がいかに重要であるかを語っている。

### ・チーム支援による「見える化」の促進する

チームでケースに取り組むことで、密室化を防ぎ、不正防止とともにチーム支援自体が監督機能を果

たしていくことになる。また、アセスメント（見立て）、ニーズ整理、支援計画立案、モニタリングという一連の支援のプロセスが「見える化」され、その経験が他のケースにも活用されるようになる。

#### ・中核機関による市長申立ての業務分担支援

検討会では市長申立ての現状について改善を求める声が相次いだ。親族等申立て者がいない場合、市長申立てが必要であるが、事務手続きに時間がかかり、緊急に成年後見制度利用が必要になる場合、成年後見類型の申立てにも関わらず本人申立ての方法を選択せざるを得ないケースも少なからずあるという現状である。虐待や犯罪に巻き込まれている場合は緊急性が求められるにも関わらず 2 ヶ月経っても申立てが行われれないという状態が続いている。

これは財政的な理由や決裁の問題ではなく、よりもむしろ事務処理の手順の問題や行政担当者の多忙さによるものであることが検討会で行政担当者から明らかにされた。浜松市は 7 つの区があり、市長申立ては各区の社会福祉担当課が相談を受け、親族の確認や書類を整える等の作業を行うことになるが、行政担当者も成年後見制度の専門家ではなく経験も少なく対応に困難さがあるのではないかと考える。

であるならば行政の事務負担軽減のために市長申立ての事務処理業務や審判申立て書の作成作業等を中核機関が支援するという仕組みがあると、市長申立ても円滑に対応できるのではないかと考える。原則成年後見制度利用が必要と判断された場合は、1 ヶ月以内に申立てが行われるように体制が改善されることを期待している。

#### ・市民後見人は日常生活自立支援事業に参画して育成される

静岡県においても、富士市では市の社会福祉協議会が主催し市民後見人養成研修を実施しているが、養成研修を終了後は社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の支援員等で経験を積み、家庭裁判所より成年後見人等に選任されることを目指すとしている。

成年後見制度は司法制度であり、日常生活自立支援事業は福祉制度であることから異なる領域と考えられがちであるが、市民後見人が活動するフィールドは、施設での訪問・面会等、福祉現場が想定されるので、コミュニケーションスキルや面接技法などの対人援助技術を実地で学びながら、また、福祉の制度や社会資源を理解することはきわめて貴重な学びとなるのである。そして、利用者の支援チームの一員として福祉関係機関と連携する市民後見人の姿がイメージできる。

しかし、再三述べているように市民後見人が個人として後見人等に選任される仕組みは不適切であると考えられる。専門職後見人として認められている者でも全て、各所属専門職団体の規範に基づき、何らかの縛りや指導・監督を受け、継続した研修等を継続的に受けている。更に、今後監督機能がより強化されていくことになることが予想され、そのような流れの中で市民が単独での活動はあり得ないと考えられる。したがって市民後見人が活躍するためには、市民後見人が所属して継続的に研修が行われる、責任を明確にした法人母体が必要となるのである。

市民の権利擁護は自治体の責任である。市民の権利擁護を市民が担うのであれば、当然これは公的な責任をもつ法人母体が監督、育成、指導を適切に行う体制の整備が必要である。したがって、日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会が市民後見人を継続して監督、育成、指導する機関として最もふさわしく、社会福祉協議会を地域連携ネットワークの中核機関として位置づけることの大きなメリットであるといえる。

#### ・成年後見制度利用と日常生活自立支援事業の関係

日常生活自立支援事業では、支援介入前に利用者の生活全般のアセスメントがなされており、金銭面の整理もできている為、成年後見制度への移行がスムーズで、問題が起こりにくく受任者も安心して引き継ぐことができている。また支援内容も後見活動に内包されているものであることから制度をまたいで権利擁護支援が継続される。市民後見活動もこの日常生活自立支援事業の仕組みを応用できると考える。

申立前のケースアセスメントが非常に重要であることは前述した通りであるが、社会福祉協議会が中核機関であれば、各関係機関との後見制度利用のための支援会議には社会福祉協議会(中核機関)専門職が参加し、成年後見制度利用なのか、日常生活自立支援事業で対応が可能なのかを総合的な検討する。また審判確定までの期間でも緊急介入支援が必要な場合でも、社会福祉協議会の支援を工夫することで対応が可能になると期待される。

中核機関内で後見制度における財産管理と身上監護の支援計画を立て(市民後見担当者も含める支援計画がよい)、財産管理の責任は専門職が担いながら、主に市民後見人が身上監護面の具体的な支援を行っていく方法も可能になる。

日常生活自立支援事業の「支援員」と「市民後見人」との違いは、法定代理人となること、利用者のために意思を代弁し、利用者を取り巻く各支援機関と連携しながら、生活全般に対しより責任をもった活動となることである。その責任は法的な責任である。市民後見人を内包する、法人後見は、法人として特に「財産管理」と「身上監護(市民後見活動)」に全責任を持つことになるのである。

### 3 成年後見報酬助成制度について

#### 浜松市の現状

検討会では、後見人等の報酬助成に関する議論も活発に行われた。浜松市では、平成 14 年度より後見人等の報酬助成制度を設けていたが、従来は市長申立ての案件に限定されていたものであった。そして成年後見制度利用のニーズの高まりに伴い、平成 25 年度よりは市長申立ての要件を外して、開始の審判を受けた者に対し、後見、保佐又は補助の報酬を助成することとなった。

浜松市の報酬助成の対象者は以下のとおりである。

第 2 条 家庭裁判所により後見人等が選任された者で、次の各号のいずれかに該当する者を助成の対象者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給者
- (3) 別表に定める基準を満たし、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
- (4) その他、市長が必要と認める者

助成金の基準額は「助成の対象者の生活の場が在宅にあっては月額 2 万 8、000 円、施設入所中にある場合は月額 1 万 8、000 円とする。」と定められている。

対象者の拡大により、低所得者の成年後見制度利用が大いに促進され、当センターとしては改正された助成制度の条件の下で法人としての成年後見人等の受任が開始されており、当センターの活動を支える財政的な基盤ともいえる。

しかし、浜松市では市長申立てである要件は除外されたが、静岡県下の他市町では市長申立てに限定しているところも多い。

また、利用者の世帯の人数と世帯合計収入額で、下記の通り報酬助成の対象者が定められている。

別表（第 2 条関係）

世帯の人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。また、被後見人等を含む世帯員の預貯金額の合計が最低生活費の半年分以上あれば、被後見人等を含む世帯員の財産から支弁し、不足分を助成することとする。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	

#### 備考

- 1 収入見込額は、当該年の1月から12月の収入見込額とする。
- 2 収入及び資産基準両方を満たすことを条件とする。
- 3 別表中の最低生活費とは、生活保護法による保護の基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とする。
- 4 別表中の世帯員とは、被後見人等と生計を一にする者とする。

実際に、後見人等を受任してみると例えば「単身世帯で 150 万円以下の収入額」と一律に基準を適応していくと、150 万円以上の収入があっても実際には報酬は支払えないというケースが多いのが現実である。

近年、介護保険サービスの自己負担が増加傾向にあり、年金収入で 150 万円程度の収入者の場合、ほとんどが施設利用料に充てられるために報酬が得られないというケースが増えている。その他にも、お兼を渡すとすぐ使ってしまう人、後見人を受任した後に負債が見つかり返済をしていくと手許金が残らないというケースもあり、一律の基準ではなく具体的な事案ごとに報酬助成の是非について判断していくような柔軟な対応が求められる。

### 成年後見制度利用支援事業の活用の議論

内閣府・成年後見制度利用促進委員会の意見では「Ⅱ-2-(4) 制度の利用に係る費用等に係る助成」という項で、成年後見制度利用支援事業について示している。

○ 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。

- ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
- ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。

○ 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

「検討する」「望まれる」という表現にとどまり、市町村の努力義務にとどまっている。成年後見制度は、他者の財産と権利を守る仕事であり、親族後見は別として、その責任の重さから無償で行うべきではない。無償で成年後見支援の業務を請け負うことは不正の要因を拡大する。

日本弁護士会連合会は、「成年後見制度利用支援事業の適用拡大については、全ての市町村において、市長申立案件や後見類型に限らず、制度利用を必要とする人が資産・収入の多寡にかかわらず利用できるように、国が抜本的措置を講ずることを基本計画に盛り込むべきである。」と内閣府案に意見を述べている。

成年後見制度利用の促進のためには、国の財源確保が不可欠である。市町村事業として地域の実情に応じた対応を求める方策では、市町村の財政状況に左右される。また、国による交付金や統合補助金による財政支援では、市町村の考えによって地域格差が拡大されることが懸念される。

全市町村で成年後見制度利用支援事業が積極的に活用されるために、国が市町村を十分に財政支援する制度設計を行うことが必要であると考えられる。

また、内閣府・成年後見制度利用促進委員会の意見でも「成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること」としめしている。浜松市においては成年後見制度利用支援事業の適用対象を市村



長申立て事案に限定せずに適用する制度となっているが、利用者が近隣の市に転居すると報酬助成の対象外となるケースが多く、同じ国民であるにもかかわらず権利擁護の保障に格差が生じているという事態が実際に生じている。

内閣府・成年後見制度利用促進委員会の意見でも「全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す」としている。今日全国で 800 万人の人が権利擁護支援を必要としていると推測される。なお、認知症グレーゾーンの人（予備群）が 400 万人いるといわれている。成年後見制度利用の普遍的な拡大は必要不可欠の課題である。

## 4 その他の検討事項と今後の課題

### ① 身上監護について

後見人の職務には、財産管理と並んで被後見人の生活の維持や介護等、身上の保護に関する職務（身上監護事務）があるが、検討会では「身上監護のありかた」をめぐって議論が行われた。

身上監護の根拠は民法第 858 条である。

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

民法 858 条は「成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」を成年後見人の職務としており、「身上監護」とは「生活、療養看護に関する事務」を指すと解されている。

しかし、この表現は抽象的で身上配慮義務の規定から、「身上監護とは何をするのか」「どこまでするのか」は、現在もさまざまな解釈がされている。拡大されて解釈したり、あるいは身上勸業業務を限定的にする解釈も生まれている。

一般的には、身上監護事務は、身上監護に関する法律行為を行うことであり、介護等の事実行為は、身上監護に含まれないと考えられる。

身上監護の業務としては下記の業務が一般的である<sup>8</sup>。

- (1) 介護、生活維持に関する事項
  - 1. 介護保険法、障害者総合支援法に基づく認定申請、サービス計画（ケアプラン）の検討、福祉サービスの契約締結等
  - 2. 生活の維持に関する事項（生活品の手配、公共料金の支払い等）
- (2) 住居の確保に関する事項
  - 1. 借地・借家契約の更新及び更新料の支払い、地代・家賃の支払い、退去に伴う賃貸借契約の終了にまつわる事務、転居先の確保等
  - 2. 固定資産税の支払い、家屋の修繕・増改築に関する請負契約の締結、維持管理に関するサービスの契約、費用の支払い等
- (3) 施設の入退所、処遇の監視に関する事項  
被後見人等に最適の入所先施設を選択するための情報収集、施設の見学、施設の入退所契約締結、施設訪問や面会による生活状態の把握、福祉サービス事業者や市区町村等への苦情の申出等
- (4) 医療に関する事項  
医療契約の締結、医療費の支払い
- (5) 教育・リハビリ施設利用に関する事項  
選択のための情報収集、見学、入学や入所契約、施設利用契約の締結、施設利用料の支払い、入所状況の確認等

<sup>8</sup> 医療に関する事項については、手術やその他の治療行為、検査など患者に対する医的侵襲行為を伴うことがあるが、診療契約に関する法定代理権と医的侵襲行為に関する決定権限を分けて、後見人には医的侵襲行為を受けることについての同意権はないとされている。すなわち、後見人が行う身上監護に関する職務は、身上監護に関する法律行為を行うことであり、現実の介護行為のような事実行為や、被後見人の身体に対する強制を伴う事項は含まれないから、診療契約締結に関する法定代理は可能だが個別の医療行為に対する同意はできない。しかし、医師を含む誰かが何らかの形で医的侵襲の意思決定をしない限り、本人は何らの治療も受けられずに放置されてしまうことになる。実際の医療現場では、医療機関が後見人等に対して同意を求める場面は多く、被後見人のためにも一定の範囲で後見人に同意権を与えるべきであるとする議論もされている。また、緊急性の高い場合は『緊急避難の法理』を、一般的な医的侵襲行為については、『患者の推定的承諾の法理』を援用して正当化を図ることになる。医療における意思決定支援は、医療を行おうとする医療関係者のみの役割ではなく、本人の生活歴や信条等をよく知る支援者等多職種の者が加わることにより、適切に進めることが可能となる。したがって、療養看護に関する職務を有し、本人意思尊重義務（民法第 858 条）を負う成年後見人も医療における意思決定支援の責任を協働すべきという議論も行われている。

しかし、適切な援助者やホームヘルパー等を確保できず、本人を放置することがその生命・身体を害し、福祉に反する場合には、決定権限を有するものが負うべき義務として適当な援助しなければならないともいわれ、放置状態が生じた場合は、成年後見人等が現実に介護や具体的な生活支援を行わざるを得ない場合も当センターでは発生している。知的障害者の親の団体の手をつなぐ育成会の会員からは、「成年後見人等が本人の意思決定の支援を行う立場で最も本人に近い存在になるので、月に1回の訪問面会程度では当然本人の意思などはできない。むしろ、ヘルパーやグループホームのスタッフのように本人と人格的に交わっている人が後見人等に就任してほしい」という声は多く寄せられる。身上監護の理解の誤解もあるが、成年後見人等が行う身上監護のあり方に対する批判でもある。

成年後見支援に大切なことは、成年後見制度は、本人の判断能力を補うこと（意思決定支援）によって自己決定の尊重を図ろうとする制度であるという基本に立つということである。

成年後見人等は、本人の意思の決定支援や代弁を行うことで、本人の生活に必要な医療、生活支援、福祉サービス等を確保し、諸支援を活用し本人らしい暮らしを、医療・福祉関係者と協働し、共通する目的の実現にむけて関係者と協働する立場にある。成年後見人等に必要なのは、後見支援を担う自分自身を支えていく支援のチームの力である。成年後見人等自身が動員できる地域の支援力、社会資源の豊かさこそが、利用者本人の生活を支え、豊かにする力そのものである。

身上監護のあり方については、今後も実践的に検証し議論を重ねていきたい。

## ② 地域包括ケアシステム～地域共生社会実現と地域の権利擁護体制の検討について

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、平成29年2月7日に『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を発表した

### 我がこととは

人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、「軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない『制度の狭間』の問題」が顕在化している。この背景には、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に地域でのつながりは弱まり、さらに高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより家庭の機能が低下し、会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にあり、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化している。一方「高齢化により多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていき、人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる」ことから、地域において住民がつながり支え合う取組を育んでいくことが必要となっていると説明している。

そして「公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる。このような人と人とのつながりの再構築が求められている。」「このようなつながりのある地域をつくる取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。」と「我が事」を説明している。

### 丸ごととは

「疾病や障害・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定し、高

齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきた。」が、「様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。」と示してある。そして、「公的支援が、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要となっている。」「公的支援のあり方を『縦割り』から『丸ごと』へと転換する改革が必要」と「つながり」の再構築を「丸ごと」と説明している。

## 地域共生社会

地域共生社会については「地域は、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながる。」「社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す。」と説明している。

『我が事・丸ごと』地域共生社会実現は、我が国における社会保障、社会福祉をめぐる大改革といえる。改革の骨格と日程を次のように示している。

### 改革の骨格

改革は次の4つの柱に沿って進めるが、地域における『我が事』・『丸ごと』の取組は、これらが相互に重なり合っはじめて持続・普及していくものであり、一体的に改革を進めていく。

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

また、改革に当たっては、国や市町村などによる支援のあり方について、地域における『我が事』・『丸ごと』の主体的な実践が生まれやすい環境をつくり、これを促すものへと転換を図っていく。具体的には、法律への位置づけやモデル的な事業の実施などを通じて、現場の創意工夫ある取組や先進的な取組を促すとともに、多様な取組を蓄積し周知していく。さらに、運用上の取扱いを明確化し、現場の取組にとっての障壁を取り除くことを通じて支援を行っていく。

### 当面の改革工程

改革の骨格に記載した方向性を踏まえて、まずは、本年（平成29年）の制度改正において、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出する。

その上で、平成30年以降の制度改正と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していく。

縦割りや支え手・受け手の域を超えて、関係性をもつすべての主体が「我が事」として地域支援に参

画できるよう、今年度改正される介護保険法と社会福祉法に「地域共生社会の構築」が盛り込まれる。縦割りになっている福祉の相談窓口も今後は総合相談へ再編されていくと思われる。

介護、障害者、子育て世帯などの支援は法律も異なり、行政も窓口が異なるなどして分離していた。縦割り行政と呼ばれるこれらの分断をあらため、ワンストップサービスとして相談事業を一本化していく方向に厚生労働省は改革に踏み切った。

ワンストップで必要な支援やサービスに届くということは単に行政機能の統合化だけではなく、従来の福祉制度を越えて、地域のフォーマル、インフォーマルな社会資源が有機的に結びつき、地域の福祉機能が高まり、地域で高齢者や障害者や児童が排除されることなくともに暮らすという基盤を再構築することが期待される。

今後は地域の社会福祉協議会および地域包括支援センターが中心になって、地域のコミュニティ（地域の人々が自発的に支援に参加する仕組みづくり）がすすめられる。

高齢者が増えていく現状において、サービスの受け手とサービスの担い手を分けるのではなく相互に支え合っていく地域の福祉支援の方法が具体的に問われている。

2020年代初頭の、我が事・丸ごとの支援の全面展開に向けて、改革と同時に人員の育成も重要課題となっている。高齢者、障害者、児童、貧困等の福祉ニーズに対して、高度な専門性と総合的に対応し、地域の関係機関をコーディネートする人材が求められる。

浜松市においても平成28年度より、社会福祉協議会に委託して「生活支援体制整備事業」が開始された。この事業は「地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため」に「サービスの担い手の育成や地域ニーズとサービス提供のマッチング、関係者のネットワーク構築を行う生活支援コーディネーターを配置する」「連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を設置する」としている。公的制度の他にもNPOや住民主体の支え合い等多様な生活支援の担い手の育成や組織化などが求められている。市社会福祉協議会や各地区センター、地域包括支援センターを中心に、制度の隙間を埋める活動を行うCSWや日常生活自立支援事業、そして生活支援コーディネーターの活動などが地域生活を包括的に支える仕組みづくりが進んでいる。

地域の権利擁護を推進する立場からも「地域共生社会の構築」には積極的に参加すべきであり、そのためにも、地域生活支援のネットワークと権利擁護の地域連携ネットワークが有機的に結びつく、権利擁護への体制を備えた包括的支援のあり方を探るべきときであると考え

## おわりに

最後に市民の権利擁護の体制整備は自治体の責任であることを強調したい。内閣府・成年後見制度利用促進委員会の意見書では、市町村の責任を次のように述べている。

○ 市町村は、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

○ 市町村は、地域連携ネットワークの整備（地域における成年後見制度利用促進の広報活動、相談対応、権利擁護に関する支援を必要とする人の発見とその支援へのつなぎ、成年後見人等候補者の受任者調整、後見活動の担い手の育成、チームや協議会等に参加する関係機関等による後見活動サポートなどの課題への対応が期待される）が計画的・段階的に進むよう、市町村計画を定めるよう努める。

○ また市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができてきているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

○ なお、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

検討委員会の意見書では、市町村は「地域連携ネットワークの整備が計画的・段階的に進むよう、市町村計画を定めるよう努める。」としているが「積極的な役割を果たす」「望ましい」「図りつつ進める」という表現で、明確に市町村に実施主体としての義務を規定していない点で、曖昧さが残るものとなっている。

日弁連は検討委員会の意見書に対する意見で、明確に市町村の責務を求めている。

### ⑥ 中核機関の設置の主体について（内閣府案「3(2)⑤イ」）

ア 中核機関の設置主体は市町村に限定すべきである。

成年後見制度が福祉サービス利用のため使わなければならない制度であり社会保障的機能を有する制度であることを踏まえ、中核機関は、国、自治体等による公的責任の下で設置されなければならない

内閣府案では「市町村が設置することが望ましい。」とされ、例外が認められるかのような記載となっているが、中核機関がその機能を十分に果たすためには、市町村が有する人的ネットワークを活用することが不可欠であること、地域の情報の多くは市町村に集約されること、市町村長に成年後見の申立権限が与えられていること、成年後見制度の利用につながることの多い高齢者や障がい者に対する虐待対応に関する権限は市町村に与えられていること、市町村が成年後見制度利用支援事業の実施主体であること、等から考えて、設置主体は市町村に限定すべきである。中核機関の業務では、市町村が有する個人情報を利用されることも考えられる以上、市町村以外の主体が設置主体となることは不適切でもある。よって、中核機関の設置主体は市町村に限定すべきであり、他の主体が設置することは許容すべきではない。（略）

### ⑦ 中核機関の運営の主体について（内閣府案「3(2)⑤ウ」）

ア 中核機関は保健・医療・福祉・司法の連携体制を整備する上での中核となる機関であるが、地域における保健・医療・福祉の連携体制はこれまで市町村が中心となって構築されてきていることを考えると、中核機関の運営については、市町

村の直営か、もしくは市町村の直営に準するような社会福祉協議会等の公的団体への委託を基本とするべきである。

イ 内閣府案は、市町村が運営を委託する場合の中核機関の運営主体については「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市町村が適切に選定するものとする。」としている。成年後見制度が社会保障制度の一環とも位置付けられるようになっていることから、中核機関の業務の中立性・公正性の確保は重要かつ必須の要素である。地域によっては既に保健・医療・福祉・司法の連携の下に権利擁護センター等が立ち上げられている地域もあり、そのような権利擁護センター等が既に立ち上げられている場合には、当該組織に運営を委託することはあり得るが、中核機関の委託先は、中立性・公正性が確保されているとともに、上記のような連携体制を構築することが十分に可能な組織に限るべきであり、具体的には、社会福祉協議会など、各市町村の基幹的地域包括支援センターの運営委託を受けているような団体が想定されるべきものとする。

日弁連は「成年後見制度が福祉サービス利用のため使わなければならない制度であり社会保障的機能を有する制度であることを踏まえ、中核機関は、国、自治体等による公的責任の下で設置されなければならない」との理由で中核機関は市町村が設置主体であること、また中核機関の運営主体についても「地域における保健・医療・福祉の連携体制はこれまで市町村が中心となって構築されてきていることを考えると、中核機関の運営については、市町村の直営か、もしくは市町村の直営に準するような社会福祉協議会等の公的団体への委託を基本とするべきである。」として市町村が主体であることを強調しているが、この意見にはまったく同感である。

その人らしく生きる権利を実現すべき責任は、憲法第 13 条及び第 25 条などから国や地方公共団体に責任がある。すなわち、高齢者及び障害者も含んだすべての国民は憲法第 13 条、第 25 条により「幸福を追求する権利」「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されているのであり、国及び地方公共団体は、これらの権利を保障するため、社会福祉、社会保障などの責務を負っている。この責務は、社会福祉、社会保障等の制度を公的責任と公的費用負担によって運営すべきことを当然に含むものであって、国や地方公共団体に公的責任がある。国民、市民ひとりひとりが、どのような状況に置かれても、その人らしく生きる権利の実現を支えるという目的を持つ社会福祉、社会保障の目的を有する権利擁護の制度が成年後見制度である。

成年後見利用促進法に基づく浜松市の成年後見利用促進計画の策定に向けた成年後見制度利用促進の政策議論が行われると思うが、すべての市民が安心してそれぞれが自分らしく幸福を追求できる権利擁護の仕組みを、自治体（行政）が主体となって整備されていくことに期待している。

当法人も自治体と足並みをそろえ、地域の権利擁護体制の向上、発展に可能な限り寄与していきたい。

## 事例検討部会（事例集 別紙）

検討会と並行して実践事例検討会を開催し、参加者から提出された事例をもとに成年後見支援の実際の支援場面でのニーズの把握や困難事例への対応方法について検討する議論を行った。成果物として「成年後見事例集」を作成し、関係機関に配布した。成年後見制度の啓発や成年後見人等の活動の参考に活用していただいた。

・事例検討部会	
平成 28 年 12 月 20 日（火）	19：00～21：00
平成 29 年 1 月 10 日（火）	19：00～21：00
平成 29 年 2 月 7 日（火）	19：00～21：00
会場 浜松成年後見センター	

中里理江	司法書士／法人浜松総合事務所
杉浦芳枝	社会福祉士／浜松成年後見センター
山本健司	社会福祉士・浜松市民生委員児童委員
鈴木隆介	社会福祉士
堂元京子	認定社会福祉士／浜松成年後見センター
山下京子	社会福祉士
美和勇一郎	社会福祉士／浜松成年後見センター
山下京子	社会福祉士
藤田直利	社会福祉士
高木誠一	社会福祉士／浜松成年後見センター

平成 29 年 3 月 31 日発行  
作成 特的非営利活動法人浜松成年後見センター  
（独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業）  
〒432-8001 浜松市西区西山町 808-72  
電話：053-485-8770 FAX：053-522-8123





